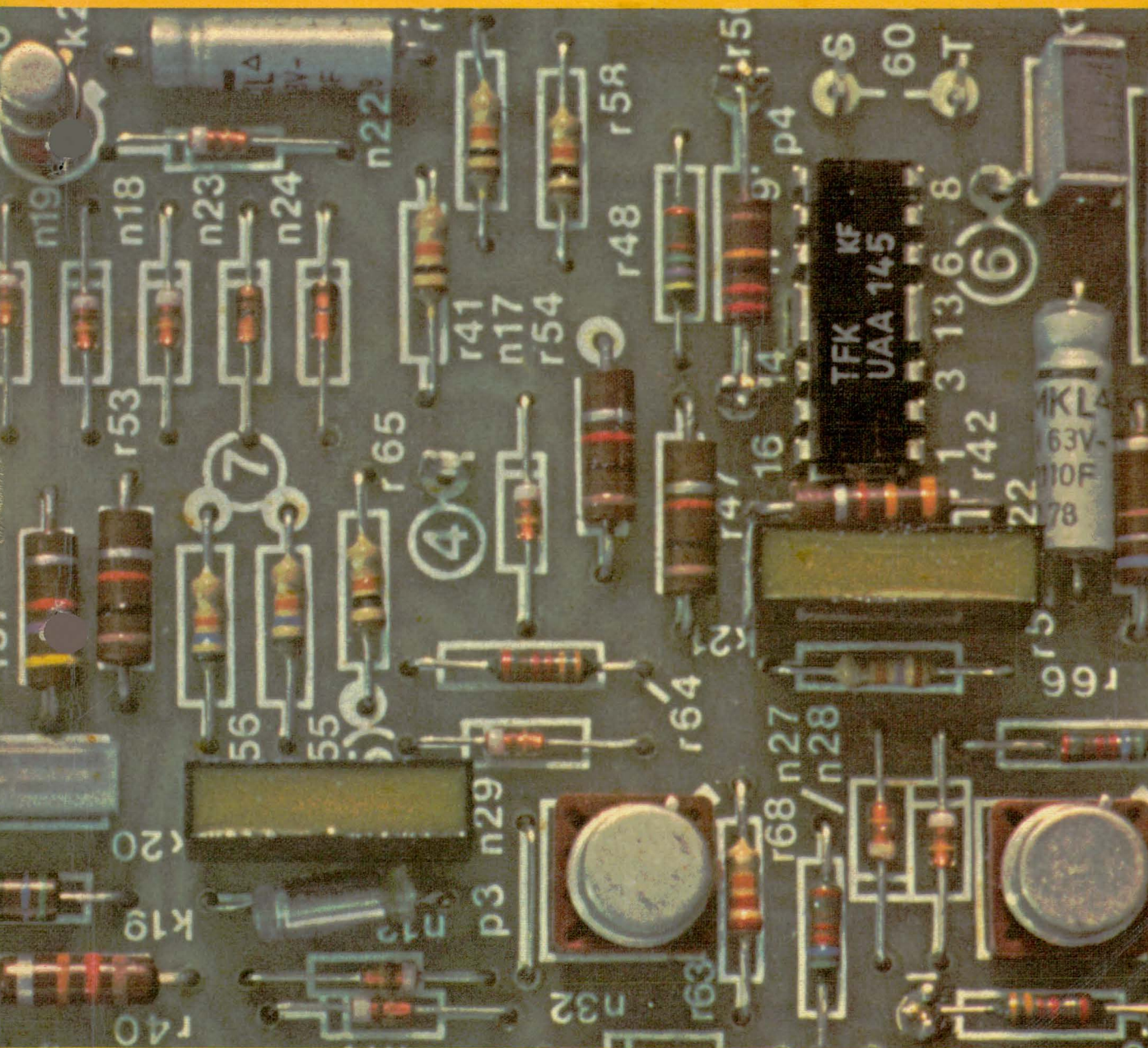


STRICTLY MEMBERS ONLY

M.C. (P) No. 11/1/80 136/9/80

1980: 12 月 號

月報



シンガポール日本商工會議所

〈目 次〉

(1980年12月号)

NWC勧告についての提言	(シンガポール日本商工会議所)	1
ASEANに於けるコンテナリゼーションと木材 (TOKYO CAR (S) PTE LTD) 古野 実...		5
東南アジアの石油開発事情	(出光石油開発) 池田 明 喜地 克之	14
東南アジアにソ連の脅威はあるか	(共同通信) 伊藤 雄次	23
躍動するシンガポールの教育 (その3)(シンガポール日本人学校) 魚田 昭次		32
理事会の動き		57
部会・委員会・懇談会活動		61
12月の主な経済記事		62
広 報 欄		64
資料案内		65
編集後記		67

NWC 勧告についての提言

はじめに

当国における NWC 勧告は、1972 年から始まり、それ以降各企業の労働条件とりわけ賃金水準に大きな影響を与えてきた。とくに、1979 年からは当国政府の高付加価値産業育成、技術水準向上等の産業構造の改革、高度化政策に呼応して、組合員平均 20% アップという高率の賃金勧告を打ち出し、81 年までの 3 年間にわたり平均約 20% の賃金アップを続ける方針であることを明確にしている。

こうした事態を踏まえて、本所は 1978 年以降全会員を対象として NWC 勧告についてのアンケート調査を実施すると共に、NWC からの意見照会に対して毎年要望書を提出し、部分的ながらもかなりの成果を取めてきた。さらに、1980 年 6 月には、ゴー・チョク・トン商工大臣、ニヤン・トゥ・ダウ EDB 長官及び関係担当官と、本所理事会との懇談会を開催し、NWC 勧告等について卒直な意見交換を行った。同懇談会の席上、ゴー商工大臣から「NWC 勧告等について日本商工会議所からの積極的な意見を今後も歓迎する」旨の発言があつた。これをうけて、本所理事会では、早速、各部会を通じて 1980 年 NWC 勧告の実施状況と問題点を把握する一方、黒田 NWC 担当理事を中心に「NWC 勧告についての提言」を取りまとめ、去る 11 月 28 日付をもつてゴー商工大臣宛同提言を出状した。以下は、その提言内容の要旨である。

なお、1981 年の NWC 勧告について触れると、NWC からの本所に対する意見照会が既に 12 月 5 日付文書をもつて寄せられていること等から判断して、例年より早期に NWC 勧告が発表されるものと思われる。また、NWC 委員の再編成があり、今期から日本商工会議所の代表として Member に黒田理事、Alternate Member として大塚、後藤各理事が参加することになっている。こうした情勢の下で、本所では 1981 年 NWC 勧告についての要望（案）の検討を既に着手しており、理事会の承認を得た後 2 月に NWC へ要望書を提出する運びとなつている。

NWC 勧告についての提言

シンガポール日本商工会議所

1. 基本的な考え方

賃金決定の原則は自由経済社会においては、本来生産性基準原理にもとづき各企業の自主決定、または当該企業の労使自主交渉に委ねられるべきであり、政府の発表する賃上げガイド・ライン（NWC）は、その労使間交渉の無用の混乱を防止する場合、または国家経済的立場から政府方針を誘導要因として働かせる一定の範囲内に限られるべきである。

ところが昨年から引続くNWCガイド・ラインはこの限界を遥かに超えたものになっており且つ各企業はその大巾な賃金UPによるコストUPを生産性向上により如何に吸収するかに腐心しているのが、昨今の企業の実態である。勿論、一国の長期的経済展望に立つた国家施策に個々の企業としても協力を惜しむものではない。

しかし現在のNWCの画一的運用勧告はHIGH-TECHNOLOGY・HIGH-PRODUCTIVITYを指向するS'PORE労働者の将来の精神態度形成に必ずしも好ましい影響を与えていないだけでなく、経営者の経営向上意欲をも阻害する要因ともなっている。

本来、賃金あるいは福祉の向上としての労働者への還元は、その属する企業の経営者及び従業員が一体となつた汗の結晶としての生産性向上の努力によるパイの増大によつてもたらせるべきであるという基本原則に立つべきである。それによつてはじめて経営者と従業員のより親密な相互信頼関係・協同関係が生み出され、それが更に高生産性への誘導要因となるのである。

ところが昨今の一般情勢を見ると、この一般原則から離脱し、特に労働者の意識においては、自らの賃金・福祉の向上はその属する企業全体、または自らの努力とは関係なく、政府あるいはその権威筋からの指示方針からもたらされると言う誤つた理解が浸透しつつあるように思われる。

この事態が、今後も更に続くとすればS'PORE国家経済の将来の発展に大きな禍根を残す恐れがあると言えよう。S'PORE経済の発展を願い、且つ健全な勤労精神、勤労態度を持つた高技術・技能労働者の育成輩出による、よ

り生産性の高い産業育成のために、次年度のNWC勧告において是非とも以下の点を考慮されるよう提言致します。

2 賃上げ総額

- (1) MINIMUMの賃上げ率のみを公表し、それを上回る部分については、企業の生産性・収益性に依じて上乗せするという生産性基準原理を導入すべきである。その上乗せ部分については、原則として企業の自主判断、または労使の自主交渉に委ねるものとする。
- (2) NWC ガイド・ラインは企業昇給総枠として勧告すべきであり、その総枠内またはその上乗せ部分を含む総枠内において当該企業の賃金体系に照らし定期昇給部分とベースUP部分の配分率が企業毎に決められるようにすべきである。

3. Two Tier について

基本的に個人のメリット・デメリットを明確にするという観点から、この思想は大いに歓迎すべきである。

- (1)但しすでに定期昇給制度を実施しているところについては、その昇給テーブルの中でPERFORMANCE APPRAISALにもとづき定期昇給額の格差を設け運用しているところが大部分である。このような企業にとつては、NWCにおいて更にTWO TIERによる昇給格差を要求することは、二重に賃金格差を生み、当該企業の適正な賃金体系を崩すことになる。
- (2)企業の規模、業種、形態によつてSECOND TIER部分の率およびその運営に相違があつて然るべきである。
- (3)国家レベルでその配分方法にまで触れるのは、かえつて各企業の賃金体系を混乱させるだけである。従つて次年度においては、以下の如き勧告方法が望ましい。
 - 1) 定期昇給制度により、PERFORMANCE APPRAISALにもとづき相応の賃金格差が維持されている企業においては、この部分は一律または率を減少して適用してもよい。
 - 2) 定期昇給制度のない企業、またはあつても一律昇給がなされている企業においては、原則としてこの率による。但し企業の実情または

業種の実態により、生産性向上の観点からみて、公正かつ適切な場合には、この部分の率を拡大または縮小する。

4. SDF について

企業がSDF資金を醸出しても、その主旨にそつて、この資金を利用することが出来ない、また出来ない業種がある。また企業によつては、この基金の給付対象にないが、S'PORE経済構造のRESTRUCTUREの主旨にそつた技能開発訓練が種々の形でなされるケースがある。(例えばOJT・監督者教育等)

従つて実際のRESTRUCTUREに資する企業が相応にSDFからの資金援助を受けれるとは限らないと言う不合理さがある。従つてこの制度は出来るだけ早期に廃止し、国税徴収財源の一部より国家経済政策的に特に援助を必要とする分野に相応額を支給するという制度に変えるべきである。

5. 生産性向上の爲の Working attitude の改善について

高賃金政策の推進とあわせ、S'PORE政府の方針にもとづきS'POREANのWORKING ATTITUDEの改善について昨今そのキャンペーンがなされつつあることは非常に好ましいことである。しかし、この問題は単なるキャンペーンのみではその大きな効果は期待できない。勿論基本的には労働者側だけでなく使用者も協同して、この問題に取り組まねばならないが、それにしても安易なJOB-HOPPINGあるいは好ましくないWORKING ATTITUDEはそれを是正する社会的仕組み、文化的な背景、制度なくしてはその効果は期待できない。従つて、好ましくないWORKING ATTITUDEやJOB-HOPPINGが社会的コンセンサスのもとに自然消滅してゆく迄の過度的期間においては国家制度的にも、このような従業員に対して制裁が加えられるような仕組みを是非とも早急に確立すべきである。又、併わせて学校教育あるいは地域社会活動等を通じて、国家経済発展の爲の正しい勤労者としての存り方を啓蒙する道徳教育を是非強力に推進して頂きたい。

ASEANに於けるコンテナリゼーションと木材

TOKYU CAR (S) PTE. LTD.

古野 実

東京から来た飛行機がマレー半島の上空にさしかかると鬱蒼とした緑の林に目を奪われる。しかしその一見豊かそうな森林も乱伐がたり、次第に涸渇化の様相を呈しており、コンテナリゼーションに携わる私達をやきもきさせている。

ここでコンテナリゼーションと木材の関係を明らかにする為に、先ずコンテナリゼーションそのものの概要に触れておかなければならない。

コンテナリゼーションはこの10年、世界の一般貨物貿易に於いて目覚ましい発展を遂げ、現在世界中で使われている海上コンテナの総数は20ft換算で約300万個にも上るが、アセアン諸国の中で最もコンテナリゼーションが進んでいるシンガポールでは年間約70万個のコンテナが扱われており、（但しその中の40%は周辺諸国への積み換え分）、これは単独のコンテナ港としては世界の10位に当る。'72年8月に初めてのコンテナ船がシンガポールにやつて来たが、当時の取引先がその利点がわからない為に使用を頑強に抵抗するのを説得したことや、PSAの閑散とした情景を思い起すと現在の繁栄ぶりには感慨深いものがある。

一般にコンテナは見かけ上、山手線と京浜東北線の違いの如く、単にオーナーにより色分だけがされている様に思われがちであるが、どうしてどうしてその種類は複雑を極める。即ち、

1)長さによる分類

(1)20ft

(2)40ft

2)高さによる分類

(1)8ft

(2)8ft 6in

(3) 9 ft 6 in

3) 外壁の素材による分類

(1) スチール

(2) アルミニウム

(3) FRP

4) 用途による分類

(1) ドライ・カーゴ（雑貨）

(2) 冷凍／断熱

(3) タンク

(4) オープン・トップ（屋根開閉）／オープン・サイド（側面開閉）／フラット・ラック（屋根・側面なし）

(5) その他

この中で現在の傾向としては20ft × 8ft6inのスチール製のドライ・カーゴ・コンテナが需要の大半を占めているが、その中でも個々の部品、材料はオーナーによりまちまちで、例えばスチール・パネルだけでも10種類を超える有様である。しかも近年コンテナのオーナーはリース会社が船会社につけて代る様になつた為、荷動きに敏感で、且つその時機に合せて調達を行つたり、少しでもリース条件をよくする為に、その技術面での要求も一段と難しくなっている。具体的には荷重条件の厳格化、自重の軽量化、内容積の拡大と云う互いに相反する条件が同時に要求され、さらには必要に応じて全く同じコンテナが極寒の地から一挙に灼熱の地に廻送される可能性もあるので、過酷な気候条件に耐え得ることも要求される様になつている。

その上生産の際には1個毎に船舶と全く同様に国際的船級協会の検査を必要とされるので、部材から組立まで細心の注意が払われなければならない。

この様な厳しい条件に合理的に対応して行く為に、コンテナの標準化を検討する会議が世界各国のオーナー、メーカーの集合の下に度々持たれるが、コンテナがこれだけ普及した現在、お互いに「我がコンテナこそ世界の標準品」と主張して譲らず、妥協点が見出せないまま今日に至っている。

80年度の世界のコンテナ生産量は前年度の数字と世界経済の実態から推

測すると20ft換算約30万個で、約75%が日本、韓国、台湾、香港の極東勢で占められ、日本だけでも約45%のシェアを確保していると思われる。因みに当社は'78年に英国の「ファイナンシャル・タイムス」紙上で、約40%のシェアを持つと紹介されたが、諸般の情勢を考えると実際には約30%程度と推測される。それと同時に長い歴史を持ち、この数年35~40%のシェアを維持して来た西欧勢は不況に伴う貨物の停滞の影響をまともに受けて、名門メーカーの倒産、工場閉鎖等が相次ぎ、一挙に15%前後に落ち込み、その分が極東地区へ流れ込んだと考えられる。中でも政府の輸出奨励策を背景にした韓国メーカーの躍進が目される。

またコンテナ発生の地アメリカは生産コストや貿易構造の関係から、コンテナリゼーションに於いては輸入国に転じ、その生産に於けるシェアは世界の2%にも満たない状態であるが、所有面では世界の約50%のコンテナを有し、しかもその約70%をリース会社が占めると云う特徴が現れている。この現象を見る限り、コンテナリゼーションそのものが世界最大の購買力を有するアメリカの動向によつて左右されていると云つても過言ではない。

シンガポールは如何かと云うと、年間約70万個のコンテナを扱いながらも、入超の状態が続いている為、未だにコンテナの新造は行われていない。近年コンテナの購買の主体がリース会社に移つた結果、経済の動向には一層敏感になり、輸出貨物のない国や貨物の輸出入のバランスが悪い（入超）国に於いてのコンテナの新造が難しいことを意味している。

オーナーはからのコンテナを運ばないことを原則として、如何に効率よくコンテナを回転させるかを常に追求している。しかし必ずしもうまく行く場合ばかりではないので、再三折りたたみコンテナの開発がオーナーとメーカーの間で試みられたが、コストが高過ぎてコマーシャル・ベースに乗らないままになつている。

その間にコンテナリゼーションの波は発展途上国にも押し寄せ、特にその中でも資源保有国は豊富な資金をもとに大量の物資を買い付けているが、先進国の輸出者にとっては輸送に関連する諸経費と貨物の安全性を考慮するとコンテナの使用が不可欠の条件となる。従つて例えばフル・コンテナ船が周航

していない地域であつても、在来船にコンテナを乗せて運ぶケースが増えている。とにかく多くのコンテナが発展途上国へ行く様になつたが、一次産品以外の輸出貨物がない為、彼地に長期間滞留することが多くなり、その間に行方不明になるものも出ている。もちろんコンテナの存在はコンピューターを駆使して出来る限り追跡・確認されているが、それでも何時の間にか倉庫に使われていたり、勝手に窓をつけて住宅にされている場合もある。

コンテナの寿命についての質問を度々受けるが、現在の製造技術を以てすれば、平均8年、丁寧に扱えば15年は保つと思うが、行方不明になるものや取扱不良で破損されるものの影響が懸念される。それであつても最近の技術面に於ける進歩は顕著なものであり、オーナーをして今後のコンテナリゼーションに十分な自信を抱かしめるに足ると確信される。

現在のコンテナ化率は一次産品、大型プラントの輸送拡大で非常に把握し難いが、定期航路に限れば、世界全体で約40%であるのに対し、シンガポールは同じ40%、日本は約65%と推測される。従つてまだ伸びる余地は充分にあり、世界の貿易が順調に発展すれば、現在の300万個のコンテナがスクラップ数を差し引いても、'85年までには400万個を上廻ることは予測される。

率直に云つてアセアン諸国のコンテナリゼーションはシンガポールを除いて、道路、港湾等の設備面と二次産業そのものの立ち遅れからともすれば取り残されがちであるが、条件が整うまで暫くの間は最も恵まれているシンガポールに在来船や舢舨で貨物を運び込み、その上でコンテナを利用するのが手取り早いのではないだろうか？

この様な意味に於いてもコンテナリゼーション拡大の為にシンガポールが果たすべき任務は大きいが、身近な産業である木材を通じてその役割は重大である。

一般に海上コンテナの床には木材が使われている。

その理由としては①比較的強度があり、且つコーティングをしなくても腐食し難い、②床張り作業が容易であり、修理が簡単である、③吸水性がある為貨物の濡損事故を防げる、④衝撃に対し、減衰力と摩擦抵抗が大きいので、

緩衝の役目をする、⑤釘を打つても、その後の復元力がある、⑥価格が鋼材等と比較して安いとあげられる。

しかしこの床板もオーナーの要求によりいろいろな種類がある。即ち、

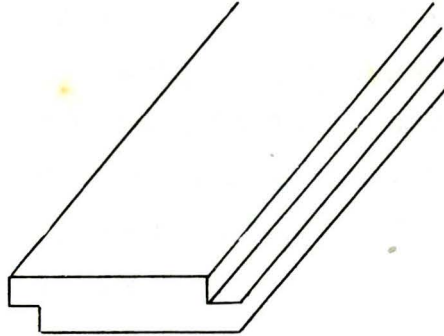
1) 樹重による分類

(1) 針葉樹

(2) 闊（かつ）葉樹

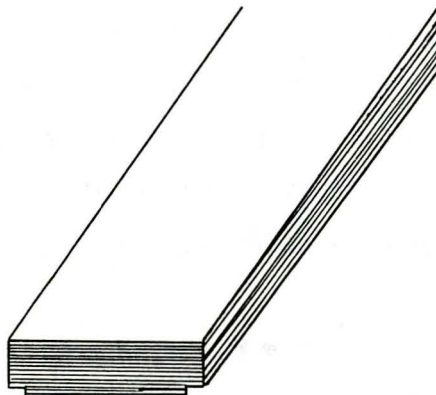
2) 材質による分類

(1) ソリッド板（一枚板）



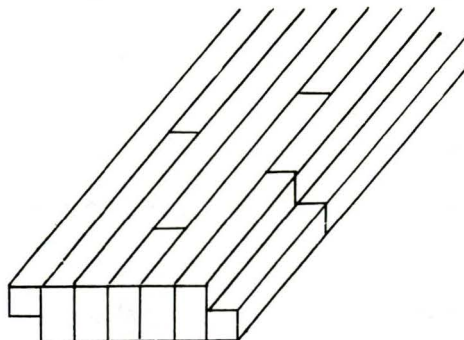
(2) プライウッド板

（ベニアを重ね合わせた板）



(3) ラミネート板

（ステイツクを縦横に集積した板）



コンテナの購入の主体が船会社からリース会社に移った結果、コンテナがどこの国もしくは地域にでも送れる様にしておく必要が生じて来た。

例えば木材の場合、どこの国でも検疫には相当神経を使っているが、オーストラリア保健省の規定はどこにもまして厳しい。その為、殆んどのリース会社が予め自社のコンテナがオーストラリアに行くことを想定して、木材についてはその規定に合った検疫処理を施すことを義務づけている。

具体的な方法としては、合板の場合は比較的簡単で、接着剤の中に規定の薬剤を規定量混入するだけであるが、単板とラミネート板の場合は原板段階で、真空タンクの中に入れ、加圧しながら規定の水溶性薬剤を規定量含浸させなければならない。しかしこの方法を以てしても南洋産潤葉樹の中では木材そのものの細胞の構成から、僅か2種類の樹種だけがオーストラリア規格を満足する薬剤の吸収を見せるが、他の樹種は規定量まで受けつけられない。その他の薬剤処理方法としては欧米で使われている油性の薬剤やガスを使うものもあるが、日本に於いては消防法の関係で実施は著しく困難であり、アセアン諸国に於いても未だ実現に至っていない。

従つてマレーシアを例に取ると、現在商業用に供されている樹種は58を数えるが、コンテナ用としては検疫の問題から、クルイン、ケンバスの2種類だけが残し、強度や見てくれに関する諸条件を勘案すると、とどのつまりはクルインだけに限定されてしまうのである。

さらに悪いことには従来針葉樹を使用して来た欧米のコンテナ・メーカーもその入手先であるアメリカ、カナダ、スカンジナビア諸国、西アフリカ等が何れも資源保護ないしは資源涸渇の問題から、その調達をアセアン諸国に頼る様になつて来た。

但しその対象はあくまでも単板とラミネート板で、合板（コンテナ用に限つては）は設備、技術、両面の問題により現段階では不可能である。

またクルインはバス、トレーラーの床板、トラック、貨車のボディ、鉄道の枕木にも使われるので、その需給関係に於いては需要が常に供給を上廻り、世界的不況の影響で深刻な打撃を受けた80年の木材市場でもただひとつ高騰を続けた。

現在アセアン諸国からコンテナ床板として輸出されるクルインの量は月々約5000m³と推定され、これを得る為には約20000m³の原木が必要とされるが、原木は何れも原生林から切り出さなければならないので、例えクルインの森林と云われる所でも、その対象の樹種が30%あればよい方で、当然欲する樹種だけを伐採することは不可能な為、残りの樹種の活用を考えなければならない。

その一方昨今の情勢では各山元ともクルイン以外の樹種は需要減の為、相場が崩れているので、伐採を手控える傾向が強い。またクルインを植林した所で、直径が1mになるまでには30年もかつつてしまうので、新しく何かを植える場合は2〜3年でモノになるオイル・パームが一般化している。

最近各国とも自国の天然資源保護と産業振興の意味から、資源をそのままの状態で輸出することに厳しい制限を加え始めている。ところが加工を加え、付加価値を高めると云うことになると、従来の原木や原板の取引とは異なり、寸法精度、見てくれ等品質に関わる問題が重視され、その取引も「量」から「数」へと変つて来るが、売り手は未だ二次産業に慣れていない為に大きな戸惑いが見られる。特に買い手が何事も完璧さを要求する日本人或は日本の会社の場合、買い手の要求と売り手の対応力には大きな隔たりがあり、まして元来が生き物である木材に於いては如何に含水率をコントロールしても、使われる場所の気候条件による変化は防ぎ切れないが、コンテナが中近東の様な気候条件の過酷な地域に行くことになつた結果、この問題は一段と難しくなっている。

それでなくとも日本に於いては、欧米の鉄鋼、機械等の工業製品でさえ、寸法、見てくれ、数量、の何れか、或は全般に渡つてクレーム扱をよく受けるが、その多くは日本人或は日本の会社だけに通用する内容である。従つてそこまで完璧さを要求する日本人或は日本の会社の真意が理解されなかつたり、底辺のレベルが極めて高い日本とは比較にならないと云うことで、初めから諦められてしまう場合が多い。

特にアセアン諸国に於いては、二次産業が一次産業と三次産業の狭間にあつて、仲々日の目を見ないまま今日に至つており、これから厳しい洗礼を受

けて行かなければならないが、貴重な資源を無駄にしない為にも、当分の間は、売り手は面倒臭がらずに、少しでも買い手の要求に近ずける覚悟が必要であり、買い手は一方的に要求を押しつけるだけではなく、売り手の現状に合った要求を用意する我慢が必要である。それと共に売り手側の人材が育つまで、売り手側に欠けていると思われる人材を貸し出すことも考えなければならぬ。

何れにせよ資源関連産業は単なる思いつきによる思惑買いや資金援助だけではなく、長期的展望に基く人的供給をも考えるべき時機に來ている。

二次産業と云うと、誰しも考えるのが原材料、設備、労働力、そして資金の問題である。アセアン諸国の木材工業に於いて、原材料、労働力はともかく、設備と云うことになる意外に金額が張り、単板工場の場合は工場の土地・建物を除いても約200万シンガポール・ドル、合板の場合は約400万シンガポール・ドル、ラミネート板の場合は約300万シンガポール・ドルかかり、その他に原材料のストックの為にほぼ同額の資金が常時必要となる。それであつても、思わぬ所に立派な設備を持つた工場が出現している。

ところが一旦加工された木材は非常に繊細で、原木や原板とは違つて、一寸でも傷をつけたら商品価値がなくなつてしまう。そこで問題になつて来るのは輸送の方法であり、輸送の為の工場の立地条件である。ここで云う「輸送」はあくまでも「コンテナ輸送」であるが、元來コンテナ輸送は海運会社、陸送会社、港湾局、税関、そして荷主の一貫したラインの連撃がうまく行つてはじめて成り立つもので、現実に目的地から目的地まで合理的に輸送を行うことは決して容易ではない。目下の所マレーシアが原材料、輸送の両面を同時にカバー出来ると云うことで、一歩リードしているが、これも厳密に輸送の意味を考えるならば、マレー半島西側のクアラ・ルンプールからポート・クラン一帯に限定されてしまう。

しかしそのマレーシアも特にマレー半島に於いては資源の先が見えて居り輸送の点も不安定要素が多く、事態は必ずしも樂觀を許さない所に來ているが、さりとてインドネシア、サバ、サラワクの各政府が付加価値を上げた木材の輸出を奨励しているものの、現在の道路、港湾設備ではマレー半島に直

ぐに取つて代るのは不可能である。

シンガポールの木材工業はマレー半島が原木の輸出を事実上停止した時点で決定的な打撃を被つたが、現時点ではマレー半島の木材会社が原材料の不足を補う為に、サバ、サラワクはもとより、インドネシアからも原材料を運び入れる場合、関税と通関の問題でもたつきが見られるので、却て優利な立場にあるとも云える。従つてまだ豊富な資源を保有するインドネシア諸島もしくはサバから、ある程度加工した原材料（半加工品）を輸送コストの安い船でシンガポールに運び、その上で最終加工し、コンテナ積みして目的地に輸出することが一番現実的な方法ではないだろうか？

以上がコンテナ・メーカーにあつて、資材を迫いかけて、同時にコンテナのユーザーも努めて来た担当者の雑感であるが、この拙文を通して、将来のコンテナリゼーション及び資源関連工業の展開とその中に於けるシンガポールの役割、日本の協力のし方の一端が御理解いただけると幸いである。

東南アジアの石油開発事情

出光石油開発（株）

池田 明

喜地 克之

1. はじめに

石油開発が産業として採り上げられるようになったのは、1859年、米国でドレーフが、世界最初に掘削機械を用いて油井を掘削し、石油生産に成功して以来のことであり、その歴史は高々120年にすぎない。しかしながら、それ以前、手掘り井戸で世界最古の石油生産を記録する地域はビルマ陸上であり、起源は15～16世紀にも遡るといわれる。ドレーク井以降では、それに遅れること26年、1885年にインドネシア北スマトラ陸上で油が発見されている。今日の7大国際石油会社の1つであるロイヤル・ダッチ・シェルが、インドネシアを発祥地としていることは有名である。このように東南アジアの石油開発は世界でも古い歴史を持つが、これ迄に開発された地域は作業が比較的容易な部分に限られ、しかも探鉱密度が疎いので、今なお未探鉱あるいは探鉱余地の充分ある地域が数多く残されている。

そこで本稿では、最近の探鉱状況からみた東南アジア諸国の原油生産量推移の傾向及び今後の石油探鉱の動向について若干述べてみたい。エネルギー予測のうえで少しでもお役に立てれば幸いである。尚石油開発活動は原油のみならずガスの発見も目的とするものであるが今回はテーマを絞る為割愛した。

2 世界に於ける東南アジア石油生産の位置づけ

東南アジアでの産油国としては、インドネシア、マレーシア、ブルネイ、インド、ビルマ、フィリピン、パキスタンの7ヶ国があげられるが、そのうち輸出国はインドネシア、マレーシア、ブルネイ3ヶ国にすぎない。他の4ヶ国は自給上多少貢献している程度の生産量であり、しかも探鉱は未だ初期の段階といえる。また、未産油国であるベトナム、カンボジア、タイ、バングラデッシュ、スリランカでもそれなりの探鉱活動が進められており、あ

る程度のガスは発見されているものの未だ油を発見するには致っていない。

表 1：東南アジア諸国の石油生産量（1977～79 年）

（単位：千 バーレル／日）

国 名	1977 年	1978 年	1979 年
インドネシア	1690	1650	1600
マレーシア	190	210	270
ブルネイ	207	210	255
インド	200	230	240
ビルマ	23	25	30
フィリッピン	0	0	15
パキスタン	10	9	11
計	2,320	2,334	2,421
世界合計	59,528	59,993	62,588
構成比	3.9 %	3.9 %	3.9 %

（出典：Oil & Gas Journal 各年末号）

表 2：東南アジアの輸入量、輸出量（1978 年）

（単位：千バーレル／日）

	輸 入			輸 出		
	原 油	製 品	計	原 油	製 品	計
東南アジア	1,520	320	1,840	1,455	335	1,790
世 界	28,925	4,935	33,860	28,925	4,935	33,860
構 成 比	5.3 %	6.5 %	5.4 %	5.0 %	6.8 %	5.3 %

（出典：BP 統計）

表3：東南アジアの輸入先、輸出先（1978年）

（単位：千バーレル／日）

	中 東	ソ連・中国	そ の 他	計
輸 入 先	1661 (88 %)	200 (11 %)	29 (1 %)	1840 (100 %)
輸 出 先	日 本 1086 (61 %)	米 国 570 (32 %)	そ の 他 134 (7 %)	計 1790 (100 %)

（出典：BP統計）

東南アジアの石油生産量は2421千バーレル／日（1979年）であり、世界の合生産量に対し3.9%を占めるにすぎないが、表2及び表3に見るように東南アジア全体の輸出货量1790千バーレル／日に対し輸入量は1840千バーレル／日と地域内で需給はほぼバランスしている。即ち日本向けに61%、米国向けに32%輸出され、その分を中東から輸入しているという需給パターンになっている。一方、日本は原油及び製品の輸入量のうち東南アジアからはインドネシア、マレーシア、ブルネイにそれぞれ13%、2.5%、3.5%計19%を依存している。このことは東南アジアが日本にとって重要な原油供給先であることを示し、また同時に現下のイラン－イラク戦争によりホルムズ海峡封鎖が不安視される状況下では安定供給源としての価値が付加される。従って中東不安が続く今般、東南アジアでの石油開発の促進は、安定原油の供給源確保という意味合いから日本で改めて見直されているのが実情である。

3. 東南アジアに於ける今後の原油生産動向

石油開発のリードタイムは長い（注）。特に海洋の場合、探鉱開始から生産に至る迄はゆうに5～10年が必要である。しかも、リスク産業の典型ともいえる石油開発は、鉱区の取得あるいは試掘井での油発見がそのまま油田発見には継がらない。例えばある鉱区に掘られる試掘井で油が発見される確

立は5坑に1坑(20%)、更にその鉱区で油田が発見される確立は5%
(20坑掘つてやつと1つの油田が発見される)以下といわれる。仮に鉱区
が取得出来、試掘で油が発見され、しかも評価井掘削の結果油田として成立
するという幸運が連続したとしても、発見油田から実際に原油が生産される
のは更に3~5年先というのが普通である。従つて現時点で発見されている
油田及び開発中の油田を勘案して今後5年間程度の生産能力推移の傾向を予
測することは可能である。(勿論実際の生産量は、需給関係や、今後各国で
とられるであろう資源保存策に基づく生産調整如何によつて変つてくる。)
しかしながら5年以上の長期予測となると、今後の探鉱活動によつて発見さ
れる油田の数・規模が予想し難いので、生産能力を定量的に把握することは
困難である。そこで、以上の観点から主要産油国であるインドネシア、ブル
ネイ、マレーシアに於ける今後5年間の生産能力の傾向について見てみる。

(注) 石油開発のリードタイム

石油開発は、プロジェクトの流れ上概念的に次の2段階に区分される。

①探鉱段階(2~5年)

鉱区の取得~物理探鉱~試掘~(油発見)~評価井掘削~(油田発見)
~経済性評価

②開発段階(3~5年)

開発計画策定~設備(プラット)フォーム、パイプライン、生産基地等建
設・設置~生産井掘削~生産。但し、ガスの場合は一般的に開発段階に
液化設備等が加わるので約2倍の期間が要求され、また陸上油田の場
合は設備が簡単になるので逆に短縮される。

1) インドネシア

インドネシアの原油生産量は1968年に600千バレル/日であつた
が1973年には1340千バレル/日とこの5年間に実に2倍以上に急
増した。しかしその後は77年の1690千バレル/日をピークに78
年1650、79年1600と漸減し、本年(1~8月平均)は1500千バ
レル/日とその傾向を強めている。この生産減は、既存油田の生産減

退が新発見油田の生産増でカバーされていることを意味し、また特にインドネシア最大のミナス油田の減退の影響が大きい。最近新油田（クリスナ油田）がジャワ海西部で発見され開発準備中であるが、これとても生産量に寄与出来るのは2～3年後であり且つ減退をカバーする程の量も期待出来ないので、今後5年間は緩かな減退が続くものと思われる。悲観的見方として生産の減退と国内需要増加の相乗作用により1990年代になるとインドネシアは輸出国から脱落するとするものもあるが、国営石油会社プルトミナは1977年10月以降今日までに約130鉱区、総面積40万km²の陸域及び海域を外国石油会社に公開しており、これらの地域での探鉱活動が活発化し新規油田の発見が次々ともたらされれば85年以降の生産に寄与することが期待出来るので必ずしも悲観的になる必要は無いと考えられる。

(2) マレーシア

マレーシアは1974年、同国のあらゆる石油産業をコントロールし、且つ石油開発を促進する為に国営石油会社ペトロナスを設立した。設立後直ちにペトロナスはシェル、エッソ等の外国石油会社に対し、従来の鉱区貸与契約を改訂し、よりペトロナスに有利な主産物分与契約を締結すべく交渉を開始した。この交渉は難行し、76年にシェル、エッソが契約に調印するまでの約2年間はマレーシアでの探鉱・開発活動が停滞した。しかしその後の生産増加は著しく、75年98千バレル/日であったものが翌76年には162千バレル/日と約2倍近くに増加している。その後も、マレー半島東岸沖合のエッソ4油田（タピス、プライ、ベコック、ベルムト）の生産移行に伴い、78年210千バレル/日79年270千バレル/日と急伸し本年には280千バレル/日に達している。マレーシアの油田は比較的若いものが多いのでこの数年は減退する恐れは無く、むしろ既発見油田だけで85年には400千バレル/日に増算出来る能力があると見込まれている。しかしながらマレーシア政府は主要油田についての生産量に上限規制を設けているほか、発見油田の生産開始を引き延ばすなど資源保存に努めており、今後数年

は250千バレル／日のレベルに抑え込んで行きたいとの意見も強いという。従つてマレーシアは潜在的には生産能力が高いにもかかわらず政府方針が変わらない限り現在の水準で推移する可能性が強いといえる。

(3) ブルネイ

ブルネイはジエルが独占的に石油開発・生産を行なっている。鉱区面積が狭いわりにはここ数年間、70坑1年の生産井が掘削され、既存井の減退をカバーすべく努力されている。しかしながら1979年の生産255千バレル／日をピークに本年上半期は236千バレル／日迄減少している。政府としては230千バレルを出来るだけ長期に続ける方針である。

以上主要3ヶ国の生産傾向からして、ここ5年間ほどの短期間では東南アジアでの原油増産は期待出来ず、インドネシアの減産傾向がどの水準で横違いに移行するかにかかっている。

4. 探鉱活動の動向

現在の探鉱活動が短期の生産動向に直結することは前にも述べたが、今後の探鉱活動の成果は長期的な意味で東南アジアの石油生産に寄与する。従つて次に、地質的ポテンシャルが高いと思われる国につき今後の探鉱見通しを述べたい。

(1) インドネシア

前述したようにこの数年間多数の鉱区を公開しており、今後共依然として東南アジアに於ける探鉱活動の中心となろう。特に期待出来そうな地域は、従来プルタミナが独自で探鉱を進めてきたカリマンタン東部、スマトラ中南部、ジャワ北部の陸域部で、これら地域では昨年日本グループが探鉱・開発資金を融資（探鉱資金1.6億米ドルプラス開発資金）することになつて以来探鉱活動が活発化している。一方、海域をみると、南シナ海ナツナ島周辺やジャワ海東部は、かつて外国石油会社が探鉱を行い油田未発見のまま契約期間が切れ返還された鉱区であるが最近再度公開入札に付された。この入札では、原油値上り、中東からの締出しと相まつてメジャーズの意気込みはすさまじく、空前ともいえる落札額と

なつた。ちなみに最高額はガルフ（ナツナ A ブロックを落札）で、サインボーナス 20 百万ドル、6 年間の探鉱義務額 90 百万ドル（いずれも米ドル）となつている。従つてこれら海域でも高額の探鉱義務を消化する為に今後の探鉱活動が活発化することは間違い無い。尚日本の石油会社も上記入札に参加したが残念ながら落札鉱区は皆無であつた。

(2) マレーシア

長らくエッソ・シェルにより独占的に開発されてきたマレーシアであるが、ペトロナスはこの 11 月久方振りにサラワク沖合 2 鉱区（シェルが 1971 年に放棄した）を公開し、更に今後数年間は毎年数鉱区を公開入札する方針である。マレーシアの地質的有望性は一般的に高く評価されており、今後公開鉱区の増加、探鉱活動の活発化により新現油田の発見はおおいに期待される。

(3) フィリピン

フィリピンは 1973 年に国営石油 PINOC を設立、更に 75 年には鉱区貸与契約方式を廃止し請負作業契約に切替えた。翌 76 年、パラワン島北西沖合でフィリピン最初の油田であるニド油田がシテイズ・サービス（米国独立系石油会社）により発見されている。この油田は 79 年 1 月より 15 千バレル／日で生産され一時 40 千バレル／日（79 年末）に達したもののその後生産トラブルのため急速な減産を余儀なくされ、本年 9 月現在では 7 千バレル／日となつている。しかしながらシテイズ・サービスによるニド油田の発見はその後同海域でのアモコ（カドラオ油田）の発見と相まつてフィリピン探鉱活動を促進することとなつた。

(4) インド

これ迄インドでは国営石油 ONGC が独占的に探鉱・開発活動を行っており、現在国内需要の 40 % に相当する 240 千バレル／日を生産している。ONGC は陸上・沖合とも積極的に探鉱しているにもかかわらず広大な堆積盆地をカバー出来るだけの資金・技術を有していないと見られている。そこで ONGC は 1981 年を目途に沖合部を外国石油会社に開放

し、その資金力、技術力によつて探鉱活動を促進する方針を打出し現在準備を進めている。沖合鉱区の探鉱が促進されれば、広大な未探鉱の堆積盆地を抱える同国での油田発見は充分期待されて良い。

(5) ベトナム

1975年の南ベトナム政権の崩壊以前、南ベトナム沖合ではモービルとシェルの両社が石油を発見していた。しかしその後旧南ベトナム政府の契約は全て無効とされ、現在は新政府ので諸負方式により外国石油会社（イタリア、函独、カナダの3社）が南部沖合で探鉱を行なっているが、成果は、はかばかしくない。ベトナムの地質ポテンシャルは東南アジアの中でも評価が高く、特にその中でも南部の沖合部並にトンキン湾が有望とされているものの、石油活動は平和な環境下でこそ促進されるものであり、今後同国ではカントリ―リスクの低減を待つて本格的探鉱が進められるであろう。

5. まとめ

東南アジアで、石油賦存の可能性のある堆積盆地は面積的には世界最大級であり、これ迄も広域に亘り探鉱活動が進められて来た。にもかかわらず、油田が発見されているのはインドネシア、マレーシア、ブルネイ、インド等一部の特定盆地にすぎず、他の大部分は未だ探鉱密度も疎く、また未探鉱部分も多い東南アジア最大の産油国であり探鉱も進んでいるインドネシアでは、外国石油会社は当初取得した鉱区の全部または半分を3～5年の間に返還することを義務づけられており、期間的に十分な評価を下す余裕が無い。従つて過去に1社乃至数社が既に探鉱し、油田発見に至らなかった地域で、他社がその後油田を発見するという劇的な事例が幾度となく繰返されている。このことは油田を発見することの難かしさを示すと同時に、数十坑の空井戸が掘られた堆積盆地でさえ、精密な探査や今迄と異なる地質解釈、更には日進月歩の探鉱技術を駆使すれば新油田発見の可能性を秘めているともいえる。また、インド、ベトナムのように有望な未探鉱部分が手つかずで残されているところも多く、今後各国が外国石油会社の強力な資金力・技術力を積極的に導入すれば第2の北海、第2のメキシコとなる可能性すら無しとしない。イスラム諸国の国有化の嵐、政情不安の中で中東からの撤退を余儀無くされている国際石油資本も、次の原油

供給源としてインドネシアを始めとする東南アジアでの鉱区取得に積極的に取り組んでいる。一方、日本にとって安定供給源である東南アジアに自主開発原油を持つことの重要さは云うまでもなく、今後メジャースーの資金力・技術力と張合つて一つでも多くの鉱区を取得し、油を発見して行く為には、今迄以上に国のバックアップが必要でありまた日本グループとしての結束も需求されるであろう。種をまかなければ花は咲かない。鉱区が無ければ絶対に油は発見出来ないのである。

東南アジアにソ連の脅威はあるのか

共同通信シンガポール支局長

伊藤雄次

アジアにおけるソ連の脅威が大きな関心事になっている。東南アジア諸国連合（ASEAN）各国の政府首脳発言や新聞報道で、異常と思えるほどソ連の脅威を訴えたものが目立つ。この小論文は、東南アジア地域に限って、ソ連の全般的プレゼンス、インフルエンスをできるだけ客観的資料に基づいて報告、最後に若干の私見を述べさせてもらった。

脅威といった場合、それは政治的、経済的あるいは軍事的な側面があり、またその組み合わせもあって、脅威のよって来たるものを十分見極めなくてはならない。ここで問題になるソ連の脅威とは、政治的（あるいはイデオロギー的）、軍事的なもので、東南アジアの重要な一部であるインドシナ（特にベトナム）に政治、軍事、さらには経済まで、結合したインフルエンスが確立しつつあることを除けば、ASEAN 諸国に対するソ連の政治的（イデオロギー的）あるいは経済的なインフルエンスは極めて弱く、ソ連の脅威とは軍事的なものと推論せざるをえない。そしてその軍事的脅威ですら、ASEAN 諸国でさえソ連の直接軍事侵略があるとは夢々考えてはいないだろう。

核戦争時代、あるいは核兵器の脅しが世界を支配する時代で、脅威とは米（最近ではNATO＝北大西洋条約機構＝を合わせて）・ソとの間の力（軍事力中心）のバランスが崩れる時に、当事国もしくは第3国が感ずるものである。その意味でアジアには、確かに米ソの力のバランスが崩れ、ソ連の力の増大がみられるが、前述したように、これは“相対的なものであり、すでに米ソいずれかの核の力”の中に自国の安全保障を求めて久しい第3国が脅威を理由に軍事支出を増やすとか、第3国同士で軍事的アライアンスを創設すれば現代の脅威に対抗できるという単純な性格のものではない。

私見では、ASEAN 諸国は自由主義経済諸国の一員として“集团的レジリアンス”確立に一定の成果を収めつつある第3世界でもユニーク、かつ唯一の協力体であり、アジアにおけるソ連の脅威が最もつけ入り難い地域である

う。したがって、ASEAN 諸国がソ連の脅威をことさら宣伝するのは、米国と、経済大国として応分の政治的役割を求められている日本、そして中ソ対立を有利に生かして中国に、政治、経済、軍事とももっと重要な役割を果たしてもらいたいというのが主たるねらいである。

欧州、すなわち NATO 諸国とワルシャワ条約国との間の力のバランスは、核戦力ばかりか通常戦力もソ連に(特に兵器の数の上で)有利になっている。ところが、アジアでは長年、米国の戦力が勝る形で力のバランスがとれてきた。したがって、ソ連の脅威の実態は、特にベトナム解放(75年)後、米国のプレゼンスが現状維持かそれ以下であるのに対して、ソ連のそれが強化されているという、何度もいうが相対的な評価から生まれるもので、ソ連をその同盟国(ベトナム)に対する米国とその同盟国(近年では中国を含めた反ソ戦線)の総合的な力は依然有利であるほとんど唯一の堅固な地域であるといっている。

共産主義世界支配

私の手元に、ソ連の脅威を最も強く、断定的に分析、警鐘乱打した文書がある。シンガポール外務省が80年9月に広く配布した「プノンベンからカプールまで」と題する小冊子である。その要旨は「ソ連とその同盟国ベトナムは共産主義世界支配体制を目指して攻勢を本格化しており、カンボジア、アフガニスタンはこの新たな“帝国主義”勢力拡大のための触媒である」というもの。まさに生きかえったドミノ理論で、ASEAN 諸国はソ連とその同盟国の侵略の脅威に直面しているという論旨である。

この小冊子の直接のねらいは、国連総会でのカンボジア代表権問題で引き続き民主カンボジア(ポル・ポト政権)を推すことにあった。つまり、カンボジアのヘン・サムリン政権が国連で承認されれば、ソ連とベトナムの主張が“正義”となり、「いかなる外国政府も他国を武力で介入できるという重大な前例となり、今後はいかなる国も外部の軍事介入から安全ではなくなる」という論旨である。ソ連の脅威の実態、意図がとどまることを知らない共産主義支配とだけのかたづけられ、それなりに説得力を持っている。

小冊子はさらに、カンボジアとアフガニスタンの事例は共通性を持ってお

り、ソ連のやり方は、二国間で平和友好協力条約を締結して、その中に安全保障条項を盛り込んで、いずれかの国の“安全”が脅かされた時に、ソ連は軍事援助もしくは軍事力の直接行使をする方式をとったことだと指摘している。

ベトナムは78年中国との決定的な関係悪化に伴って、従来ソ連と東欧との経済協力機構であった経済相互援助会議（コメコン）に初の域外国として加盟し、続いて同年11月ソ連との間に平和友好協力条約を結んだ。ベトナムがヘン・サムリン政権を擁立してカンボジアへ軍事介入したのは同年12月25日のことであった。ベトナムは79年2月に、ヘン・サムリン政権と同種の条約を結んで、ベトナム軍長期駐留のよりどころにしている。一方、ソ連は78年12月、アフガニスタンのタラキ政権とアジア集団安保支持をうたった友好善隣条約を結び、そのちょうど1年後、79年12月27日に同条約の安保条項を理由にソ連軍を直接介入させた。

小冊子は結論として①カンボジア、アフガニスタンでの戦争は、偶発的なかつ個別の出来事ではなく、相互に関連した動きである②両国の戦争は新たな革命的マルクス主義戦争を拡大する触媒の役割を果たす③このような勝利の積み重ねによって、ソ連はその主導する共産主義世界秩序確立を最終目標にしている——と注べ、ASEAN諸国はその脅威の矢角に立たされていると論じている。

アジア集団安全保障

ソ連が東南アジア、特にASEAN諸国に大きな関心を示して、従来から米国の影響力下にあった地域への進出の意図を明らかにしたのは、69年6月の世界共産党大会でブレジネフ書記長が“アジア集団安全保障体制”を提案したのがきっかけである。同構想は「共産主義の団結強化、反帝闘争の新たな立場のために」との長文の演説の中で簡単に触れられたが、当時のマスコミが目ざとく大きく報道した。同書記長はその部分で「現代の国際情勢の緊急の課題は、より長期的問題すなわち新たな世界戦争と軍事紛争の発生の危険性の高い地域に集団安全保障体制を創設することである。そのような体制は現存する軍事・政治ブロックに対する最善の代替物である。われわれはアジ

ア集団安保体制創設の課題が具体的日程にのぼる情勢にあると考える」と述べた。同書記長の構想は実は、同年5月28日政府機関紙イズベスチヤに掲載されたマトベーエフ評論員の論文「真空を埋めるもの」が基礎になっている。当時の朝日新聞モスクワ特派員電（6月1日）は「これはソ連がベトナム以後、および1971年以降に予定される極東、インド洋地域からの英軍引き揚げ後に備えて東南、西南アジアに積極的な先制外交を発展開しようとしていることを示したもの」と伝えている。

時代はまさに英国のスエズ運河以東からの軍事力の撤収計画発表（68年）、ベトナムからの米軍撤退の先鞭をつけたニクソン大統領のグアム・ドクトリン発表（69年）と重なり、アジアに“力の真空状態”が予想されたわけだが、当時ソ連の集団安保構想は内容こそ不明だったが、この真空を埋めるとともに、明らかにアジアでの中国封じ込めがねらいであると解釈された。

ソ連の集団安保構想はしかし、ASEANはじめアジアから冷たい反応で迎えられた。特にASEANは71年11月、クアラルンプールで外相会議を開き、「平和・自由・中立地帯宣言」を採択して、大国の干渉を拒否する姿勢を明白にした。さらにニクソン大統領は72年2月訪中、上海コミュニケを発表して、米中関係正常化の歴史的幕明けとなった。

ソ連とASEAN諸国との外交関係は、タイ、インドネシアとの1940年代は別にして、マレーシアと67年、シンガポールと68年、そしてフィリピンと76年に結ばれている。集団安保構想後、ベトナム全土解放の75年までソ連は東南アジアに安保構想を念頭に置きながらも果たせず、主として経済協力を中心に影響力を強めようとしてきた。一方で、ソ連は米国との間に戦略兵器制限交渉を通じ、デタントの構築を図り、72年第一次戦略兵器制限協定（SALT 1）を締結、アジアへの進出が大きな焦点になってきた。

ベトナム解放は、ソ連にとって千載一遇の出来事だった。中越関係の悪化が表面化した78年から79年にかけて、ソ連の東南アジア進出は目を見張らせるものがあった。ソ連のアジア安保構想は、ベトナムとの平和友好協力条約の締結と、インドシナ3国への影響力を定着させて画期的な進展をとげた。

極東への軍事力強化

ソ連はアジア集団安保構想を発表する69年前後から、アジア特にインド洋とマラッカ海峡への海軍力増強を図りはじめた。特に現在日本を含む自由主義諸国が石油生命線を重視するマラッカ海峡を重要視したのはソ連には先見の明があったといわざるをえない。ソ連はマラッカ海峡の無害航行ばかりか東南アジアに海軍と民間船舶の基地もしくは修理、補給の権利を確得するのに異常な関心を示した。ソ連は平和友好協力条約締結後使用を保証されたというベトナムのカムラン湾はじめいくつかの基地を確保するまで、シンガポールから補給、修理を許可されていた。79年9月にはソ連海軍がASEAN 5カ国を友好訪問することを求めて拒否された（各紙報道）というニュースは、ソ連のアジアにおける砲艦外交、つまりソ連流の軍事力を伴った外交の強引きを印象づけた。

ソ連の東南アジアへの軍事力増強は、ベトナムを足場にして飛躍的に進んできたし、今後しばらくその傾向は続く見通しである。従来欧州方面にだけ配備されていた最新中距離ミサイルSS20が極東にも配備されたこと、最新空母ミンスクの太平洋艦隊への配属、超音速爆撃機バックファイアーの出現など、極東、アジア全域でのソ連軍の増強は、ベトナムをソ連の同盟国に引き入れたことと無縁ではない。

78年11月31日に結ばれたソ越友好協力条約は、第6条で安全保障条項を次のようにうたっている。

……双方は、両国の利害にかかわる重要な国際問題で相互に協議する。両国の一方が攻撃の対象になるか、攻撃の脅威にさらされた場合、双方はその脅威を除去し、両国の平和と安全を保障する適当な効果的措置をとる目的でただちに相互協議を開始する……

ソ連はベトナム戦争以来ベトナムに軍事支援を続けてきたが、この条約で“有事”の際の協議取り決めが行われ、両国軍事協力の道を開いた。米国政府筋によると、この条約には秘密軍事議定書が付属しており、ソ連がベトナムの基地を使用することが保証されているといわれる。

この有事協議の最初の例を示したのは、中国が79年2月17日ベトナム

のカンボジア侵攻に対して“懲罰攻撃”に出た際のソ連海空軍などの動きであった。ソ連は18日、中国軍のベトナム攻撃を非難、即時撤退を求める声明を発表し「ソ連はベトナムとの友好協力条約に盛られた義務を果たすだろう」とはっきり宣言した。この後ソ連極東基地から長距離電子偵察機 TU95 が南下して偵察を開始（2月18日）、4月以降はダナン基地に着陸、9月以降は同基地を常駐基地として使用して定期偵察を行っている。また、中越武力衝突を機に、イリュージン（IL）62による大規模軍事物資の空輸が始まった。一方、2月21日、ウラジオストクを発進していたソ連太平洋艦隊の旗艦アドミラル・セニャピン（ミサイル巡洋艦）がミサイル駆逐艦とともに対馬海峡を南下、中越紛争中東シナ海、南シナ海を巡航して中国をけん制した。ハイフォン、ダナン、カムランなどベトナムの港湾基地にソ連海軍が入港したことが伝えられるようになったのもこの時期以降であった。

ホルブルック米国務次官補（東アジア・太平洋担当）は80年6月、マスキー国務長官とクアラルンプールのASEAN外相会議に出席、この後中国を訪問して香港でウォールストリート・ジャーナル紙と会見した。その中で同次官補は「ソ連はダナン、カムラン、その他数カ所で、彼らが望めばいつでも使用できる施設や設備を増強している。ベトナムはこれらが軍事基地ではないと主張しているが、技術的意味ではその通りかもしれない。しかし一方で、これらの基地がアジアの戦略的バランスに影響を与え、東南アジアの沿岸に“暖かい海水の港”を確保し、いつでも使用できることで、ソ連は極めて戦略的優位にたったといえる」と語った。

ホルブルック次官補はこの会見でさらに①ソ連はカンボジアに駐留するベトナム軍の作戦支援のため一日当たり300万ドルもの軍事、経済援助を供与している②ベトナムはソ連の東南アジア進出を初めて物理的に可能ならしめたが、ベトナムを除き東南アジア諸国はソ連から離反している——など語っている。

ソ連の専用基地はない

ソ連のアジア進出ぶりをもう少し時間を追って記述しよう。米国防省は79年5月15日、下院内務・離島委太平洋問題小委員会で、ベトナムでのソ連

軍の活動について①空軍機による軍事物資の空輸②近洋艦、各種戦闘艦、潜水艦がいくつかの港湾基地に寄港③空軍偵察機がダナン基地から作戦飛行—と証言、米政府当局者はカムラン湾にソ連の電子傍受施設が建設されたことを確認した。

防衛庁は79年6月14日、キエフ級空母ミンスク（約40,000トン）が極東配備されたことが確実とみているとの見解を示した。防衛庁は80年2月4日、ソ連軍が中距離弾道ミサイルSS20+基程度と新型超音速爆撃機バックファイアー十機前後をすでに極東に配備していることを発表した。一方防衛庁によると、ソ連の太平洋艦隊は80年以降劇的に増強されており、79年7月に巡洋艦など5隻が南下したのに続いて、80年1月最新鋭カラ級ミサイル近洋艦とクリバック級ミサイル駆逐艦2隻など5隻が南下、その後も周期的な動きがみられる。

防衛白書（80年8月5日）によれば、ソ連は60、70年代を通じて軍事力増大を進め、接戦力や欧州、極東地域の軍事態勢で米国に対抗しうることになった。極東、アジアではキエフ級空母ミンスク、新型爆撃機バックファイアー、移動式中距離ミサイルSS20などの配備により、極東ソ連軍の能力と即応態勢は一段と向上、西太平洋の米ソの軍事バランスに影響を与えつつあり日本の安全保障にも潜在的脅威の増大とみられるなどと分析している。

しかしインドシナ情勢を分析している米政府筋によれば（80年8月8日ワシントン共同電）、ソ連海空軍のベトナムを足場にした軍事活動は増大しているが、ソ連にベトナムを、戦略的な基地にしようとの計画はいまのところなく、ベトナム側もこれを受けれないだろうと言明した。同筋によると、カムラン湾基地には最近潜水艦中心に平均週一回の割合でソ連軍艦船が寄港またダナン基地には主として大型偵察機が毎週二、三回の割合で飛来、これら基地にはソ連によって各種レーダー施設、通信基地も建設されている。しかし、これら基地は民間用を兼ね、ソ連とベトナム共同使用で、ソ連の専用基地ではない。ソ連軍の活動の目的は、直接には中国と米国周辺地域での偵察、情報収集、休養、補給にあり、ソ連はこのようなプレゼンス自体が東南アジア、西太平洋地域に及ぼす心理的、政治的圧効果をねらっているとしている。

ソ連脅威論は行き過ぎ

ソ連の脅威について私見の結論に入る。ソ連の世界戦略はイデオロギーの上ではソ連型の共産主義体制の確立である。「戦争は政治の道具である」とのクラウゼウィッツの理論がいまだに生きている感じのソ連では、これをベトナムを通じてカンボジアで、またソ連軍を直接投入することでアフガニスタンで試みているのだろう。政治と軍事表裏一体とソ連の世界戦略は、米ソ超大国間では核戦争回避を中心とするデタントの構築に努力して10年になろうとしている。レーガン米次期大統領がSALT2の再交渉はせまってもデタントの方向を捨てて緊張の道を進むとは思えない。一方、ソ連は第3世界の紛争（戦争）は避けられないとみ、むしろソ連流の解放戦争を積極的に支援することになろう。その方式が、ソ連の安全保障構想であり、アジアではカンボジア、アフガニスタンで試されつつある。

第1の東西間のデタント構築のために、また第2の第3世界での紛争支援のためにも、ソ連は軍事力を増強し、特に劣勢であったアジア（極東を含めて）への軍事力を重視する。米国が近年、主として内政上の圧力でGNP軍事費を9%から5%に削減してきたのに対して、ソ連は年々11～15%支出してきたことで生じた軍事力バランスの変化は①ICBMや長距離爆撃機、潜水艦ミサイル（SLBM）など戦略核兵器で、ソ連が米国と均等（パリティ）を保持するに至ったこと②ソ連のSS20、バックファイアーの配備で、戦術核兵器の分野で欧州地域でソ連の兵力が西側より優位に立ち、極東地域でも相対的軍事力バランスに変化が生まれはじめた（これがソ連のいわゆる脅威の根源）こと③ソ連は海軍力を増強し、世界戦略の重要な一環としてねらいはじめたこと（ベトナムのカムラン湾はその戦略を助長する）——と要約されよう。

米ソの軍事力バランスの変化そのものが、「80年代冷戦」あるいは「ソ連脅威論」の根源であることは今や明らかである。米国内ばかりか日本にも求められている軍備増強の必要性もここから来ている。しかし、80年7月米議会調査局による報告書「米ソ軍事力バランス」には、極東地域での米ソ軍事力はほぼ均衡したに過ぎないとし、いたずらに“ソ連脅威論”をふりま

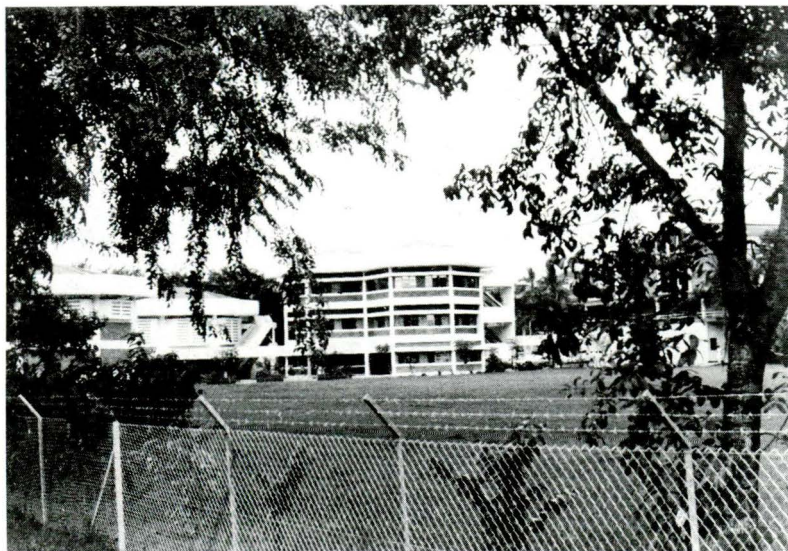
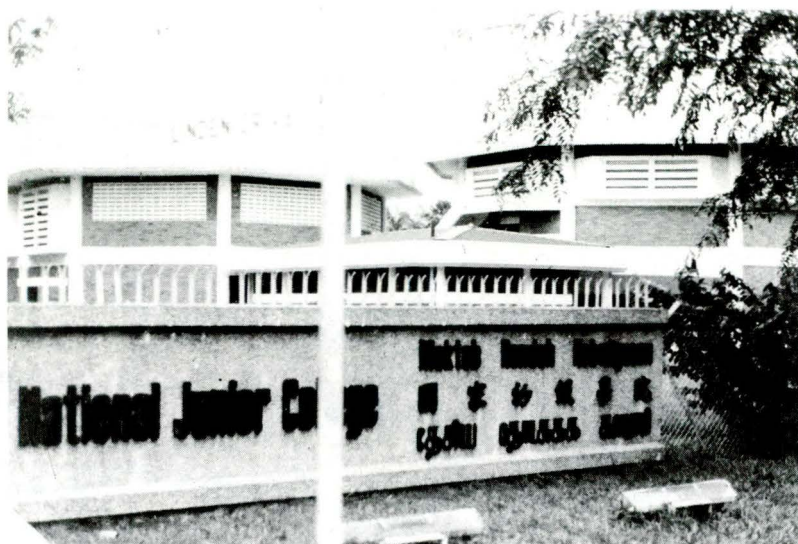
くのは心理的、政治的にマイナスであることを強調している。さらに軍事力、経済力、外交能力を含む総合的な力量では依然米国優位という見直し論も出始め、特にアジア・太平洋地域では米国とその同盟国の総合力はソ連より依然優位にあるのが現実だろう。

アジア、特にここで問題になっている東南アジア地域において、力のバランスがこのようなものであるのに相対的評価基準でしかありえないソ連の脅威をことさら強調するのはいたずらに冷戦をあおり、軍拡の道を歩むことにつながる。確かに80年代の始まりとともに“新しい冷戦”時代突入という国際環境が生まれ、軍事色の濃い状況が生まれつつあるようだが、ASEAN諸国がとりわけソ連の脅威を受けることは力のバランスからみてもありえない。あえて、あるいは最終的に、ソ連の脅威は主観的判断の問題というならば、ASEAN諸国は、特にベトナム軍と国境の向こうに対峙しているタイですら、共産主義を最も警戒する地域であり、ソ連（もしくはベトナム）が軍事的に侵政することが極めて難しい国々であるといえるのではないだろうか。(1980年12月9日記)

躍動するシンガポールの教育（その3）

シンガポール日本人学校
魚田昭次

㊦ 高校教育の新教育制度



英語、中国語、マレー語ストリームのある NATIONAL JUNIOR COLLEGE（国家初級学院）

(1) 高校教育の特色

PRE-UNIVERSITY (大学予備コース) は、(a) Junior College (2年コース) と、(b) Pre-University Centres (3年コース) の2コースに分れている。



英語と中国語バイリンガル・ストリームの

ST. ANDREW'S JUNIOR COLLEGE

(聖安德烈初級学院)

シンガポールの高校教育は、中学校修了時の 'O' Level の成績の結果によつて選抜された者のみが入学可能となつている。

高校は、大学入学準備コースとしての Pre-university education となつている。

Pre-university education は、Junior Colleges(2年コース)と pre-university Centres(3年コース)の2コースがある。それぞれ、GCE 'A' Level の合格を目指して教育が行われている。

高校教育における授業は、特別な場合を除き、English Stream(英語ストリーム)で教育が行われている。

(2) JUNIOR COLLEGE (高1・2)

Junior College に学ぶ高校生の一週間の学習時間は、35時間と基準が定められている。

高校生の学校で生活する時間数は、各自の選択した科目の組合せによつて決つてくる。

Table 1 : Curriculum Time For Junior Colleges の Subject 項目のように、Subject A、B、C、D 共に、A Level を目標とした科目を選択することになつている。

Junior Colleges は、週最低37.5時間の授業時数を下回らないよう、月曜日から土曜日まで、週6日制となつている。

PRE-UNIVERSITY CURRICULUM

1 Junior College (2-year Programme)

Table 1 : Curriculum Time for Junior Colleges

Subject	Hours per week
General Paper *	3-5)
Second Language	3-5) 8
Subject A (A level)	5-7)
Subject B (A level)	5-7)
Subject C (A level)	5-7) 24
Subject D (A level) or (AO level)	5-7)
Moral Education)	
Physical Education)	3
Assembly)	

*Note: In place of the General Paper, students who were in non-English streams in Sec 4 will offer EL1 at the GCE 'O' level.

1.3 Suggestions on the use of instructional time for lectures, tutorials, and practicals are given in Table 2. Principals have the discretion and flexibility to make adjustments as may be necessary.

Table 2 : Suggested Use of Instructional Time

Subject	Level	Time-Use (hours per week)		
		Lecture	Tutorial	Practical
GP, Language	'AO'	1-2	2-3	—
Science	'A'	1-2	1-2	3
Science	'AO'	1	1	3
Maths	'A'	3-4	2-3	—
Maths	'AO'	2-3	1-2	—
Arts & Others	'A'	2-3	3-4	—
	'AO'	1-2	2-3	—

(3) PRE-UNIVERSITY (高1・2・3)

PRE-UNIVERSITY CENTRES は、3年間のコースとなつている。

一週間の授業数は、特別教育活動を含めず、25時間となつている。

PRE-U では、中学校の STREAM 別を配慮したカリキュラムをセットしている。

① ENGLISH STREAM 出身者には：

'A' Level Subject を3分野選択し、第1年目で、12時間を占めている。第2年目も同様であり、週25時間中、A Level の準備のため、 $\frac{1}{2}$ 弱の授業時数が配当されている。

② ENGLISH STREAM 以外の出身者には：

第1国語としての英語 'O' Level、そして、第2国語としての英語を A、O Level で科目が組合せられている。

2 Pre-University Centres (3-year Programme)

Table 3 : Curriculum Time for Pre-University Centres

Subjects		1st Year	2nd & 3rd year
Students from English Stream	Students from Non-English Stream		
General Paper	EL1 'O')	7)	4)
Second Language	EL2 'AO')	3) 10	3) 7
'A' level subject		4	4
'A' level subject		4	4
'A' level subject		4	4
'AO' level subject		—	3
Moral Education)			
Physical Education)		3	3
Assembly)			
Total		25	25

2.3 Pre-U centres may arrange afternoon sessions for additional or supplementary lessons or for independent study.

次に、『世界の高校生—テスト—』の特集コーナーとして、読売新聞のシンガポール特派員阿部氏の記事を紹介しよう。

世界の高校生(43)
くテスト>によれば、シンガポール教育制度におけるOレベルとAレベル・テストが、上級学校進学と密接に関連している実状が明らかである。

読売新聞

世界の高校生

◇43◇
〈テスト〉

シンガポールの高校生に、学校の定期試験のほかに、「シンガポール・ケンブリッジ一般教育」(GCE)の二回のテストが大きな関門となっている。まず、中学四年(高一)で受けるOレベル、そしてジュニア・カレッジ二年(高二)で受けるAレベル。

難関は語学。二つの言語をマスターせよ」という政府の厳しき英語政策で、Oレベルでも第二言語の口頭テストを絶対パスしなくてはならない。中国語、マレー語などを主要語としてきた学生には、二年前の教育制度変更で、英語中心が明確になったことが大きな弱手だ。

英語中心の語学が難関

知人のC氏の家庭では、昨年、長女が語学の壁を破ってAレベルで優秀な成績をおさめ、無事エリート・コースのシンガポール大学法学部に進んだが、弟は中国語から英語への切り替



Aレベル試験の前に深夜まで勉強するシンガポールの高校生

点、法学部45点、医学部がや写真も) 一番難しく59点が最低合格点だった。C氏長女の場合、苦手の数学は敬遠した。受験した四科目の成績は、中国語と経済がそれぞれA、英語と歴史がそれぞれBで、合計60点だった。Aレベルの最優秀学生七人は、栄格ある大統領奨学金を受

(4) GCE 'A' LEVEL

The Singapore—Cambridge Certificate of Education (Advanced Level) Examination — GCE 'A' Level—は、シンガポール教育省とケンブリッジ大地方試験組織によつて実施されている。

GCE 'A' Level は GCE 'O' Level と同様に、第2国語としての英語、中国語、タミール語、マレー語で実施されている。

また、ケンブリッジ試験組織は、英語で GCE 'A' Level 試験を実施する。

シンガポール国立大学、シンガポール・ポリテクニク、義安工学院は、シンガポール教育省と GCE 'A' Level 試験の組織と協力して実施している。

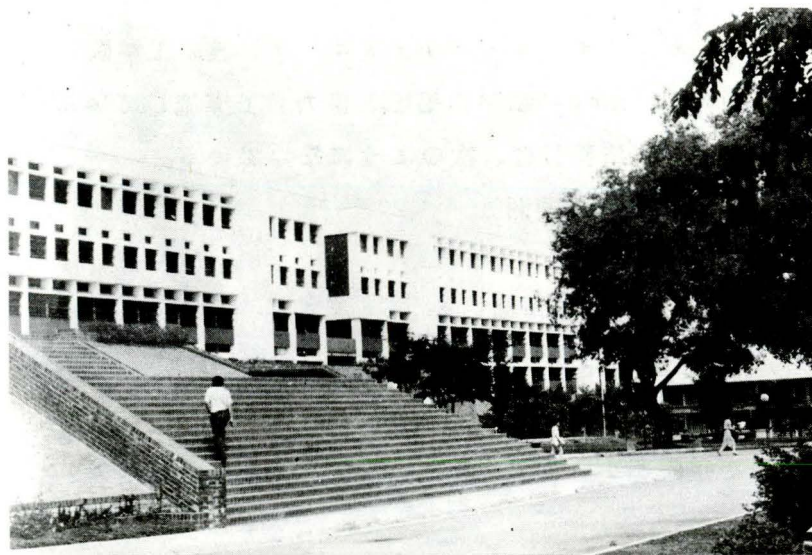
GCE 'A' Level の場合、必修科目は、次のようになつている。

- 1) A first Language (第1国語)
- 2) A second Language (第2国語)
- 3) General Paper (一般共通知識)
- 4) Geography (地理学) or History (歴史学)

他の科目については、受験者が進学するコース、学科が指定した科目の A Level に合格することが必要となつている。

㊦ 専門学校の教育制度

シンガポールの専門学校は、教員養成中心の INSTITUTE OF EDUCATION (教育学院)、シンガポール共和国の工業立国を支える人材養成中心の SINGAPORE POLYTECHNIC (シンガポール工芸専門学校) そして、NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE (義安工芸学院) の3校が、シンガポールの中堅技術者養成センターとなつている。



工業立国、特に ASEAN
地域の高度・産業情
報センター、サービ
ス・センターを目指
すシンガポール共和
國の人材養成メツカ
「SINGAPORE
POLYTECHNIC」

(1) 専門学校の特色

中学校4年修了時の GCE 'O' Level、か中学校5年 (ORDINARY STREAM) 修了時の GCE 'O' Level に合格した者は、本人の希望により、NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE、THE SINGAPORE POLYTECHNIC、VITB (VOCATIONAL INDUSTRIAL TRAINING BOARD) また、THE INSTITUTE OF EDUCATION に進むことが出来る。

THE INSTITUTE OF EDUCATION (教育学院) は、高校教員希望の養成コースも設置している。高校以上の教員を希望する者は A Level の GCE を持っている者に限られている。

以上のように、シンガポールの専門学校は、教員養成を目的とする、

THE INSTITUTE OF EDUCATION、主として工業系技術者を養成する NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE、THE SINGAPORE POLYTECHNIC (POLY) の3 専門学校となっている。

(2) INSTITUTE OF EDUCATION

シンガポール
における就学前
教育、小学、中
学校教育段階の
教員の養成コー
スは、THE IN-
STITUTE OF
EDUCATION

(教育学院) に
設置されている。
高校等の上級教
育段階の教員養
成、教員の再教
育センターとし
ての役割も果し
ている。

INSTITUTE OF EDUCATION

本館ビル、高校教員
のトレーニング・
センターでもある。



シンガポール唯一の小・中教員養成 センター、
INSTITUTE OF EDUCATION



シンガポール共和国は、立国の基盤を工業に求め、工業立国を支える人材を養成が急務とされている。——このための教員確保も、また大きな問題となつている。

教員の質を高めるため、この教育学院 (INSTITUTE OF EDUCATION) は教員の再教育センターとして、視聴覚教育、英語教育、等の指導者講習会が積極的に実施されている。

GENERAL INFORMATION

6.1 Academic Year

The Academic Year consists of two semesters of two terms each as follows:

July Semester 1980	Term I	30 Jun	—	30 Aug
	Term II	8 Sep	—	22 Nov
January Semester 1981	Term III	2 Jan	—	7 Mar
	Term IV	16 Mar	—	23 May

COURSES

7.1 Postgraduate Courses in Education

The Institute of Education offers postgraduate courses leading to the degrees of Master of Education (M Ed) and Doctor of Philosophy (Ph D) in Education. These degrees are conferred on successful candidates by the University of Singapore. For admission as a candidate for the degree of M Ed, a person must be a graduate of the University of Singapore or of such other university as the Senate of the University of Singapore may approve. The candidate must normally have a Diploma in Education with evidence of at least 2 years experience in the education service.

A person admitted as a candidate for a Master's degree may, subject to a satisfactory report from his supervisor, be subsequently admitted as a candidate for the degree of Doctor of Philosophy. Persons seeking direct admission to the Ph D programme must have already obtained a Master's degree acceptable to the University of Singapore.

7.2 Diploma in Education (English/Chinese) Course

This one-year full-time course leads to the award of a Diploma in Education of the University of Singapore. It is open to university graduates who intend to make teaching their career. The course is aimed at imparting a basic understanding and a critical appreciation of the principles and issues of education in a national and social context, the development and behaviour of adolescents, the methodology of teaching secondary school subjects, and the necessary and effective skills of educating the young.

Admission qualifications: A good university degree with academic subjects acceptable for teaching in schools. Additionally, candidates will have to meet all entry requirements of the Institute of Education.

Certificate in Education Course ('A' Level) — Primary Levels

This two-year full-time course leads to the award of the Certificate in Education of the Institute. It offers both professional and academic education for students who

hold GCE 'A' Level qualifications. Students pursuing this course are trained to teach at the primary school level.

Admission qualifications: Candidates must have passed at GCE 'A' Level in 2 subjects and at 'O' Level in 2 subjects including General Paper obtained at one and the same GCE 'A' Level Examination. Additionally, candidates will have to meet all entry requirements of the Institute.

Certificate in Education Course ('A' Level) – Pre-Primary and Lower Primary Levels

This two-year full-time course leads to the award of the Certificate in Education of the Institute. It offers both professional and academic education for students who hold GCE 'A' Level qualifications. Students pursuing this course are trained to teach at the pre-primary and lower primary classes.

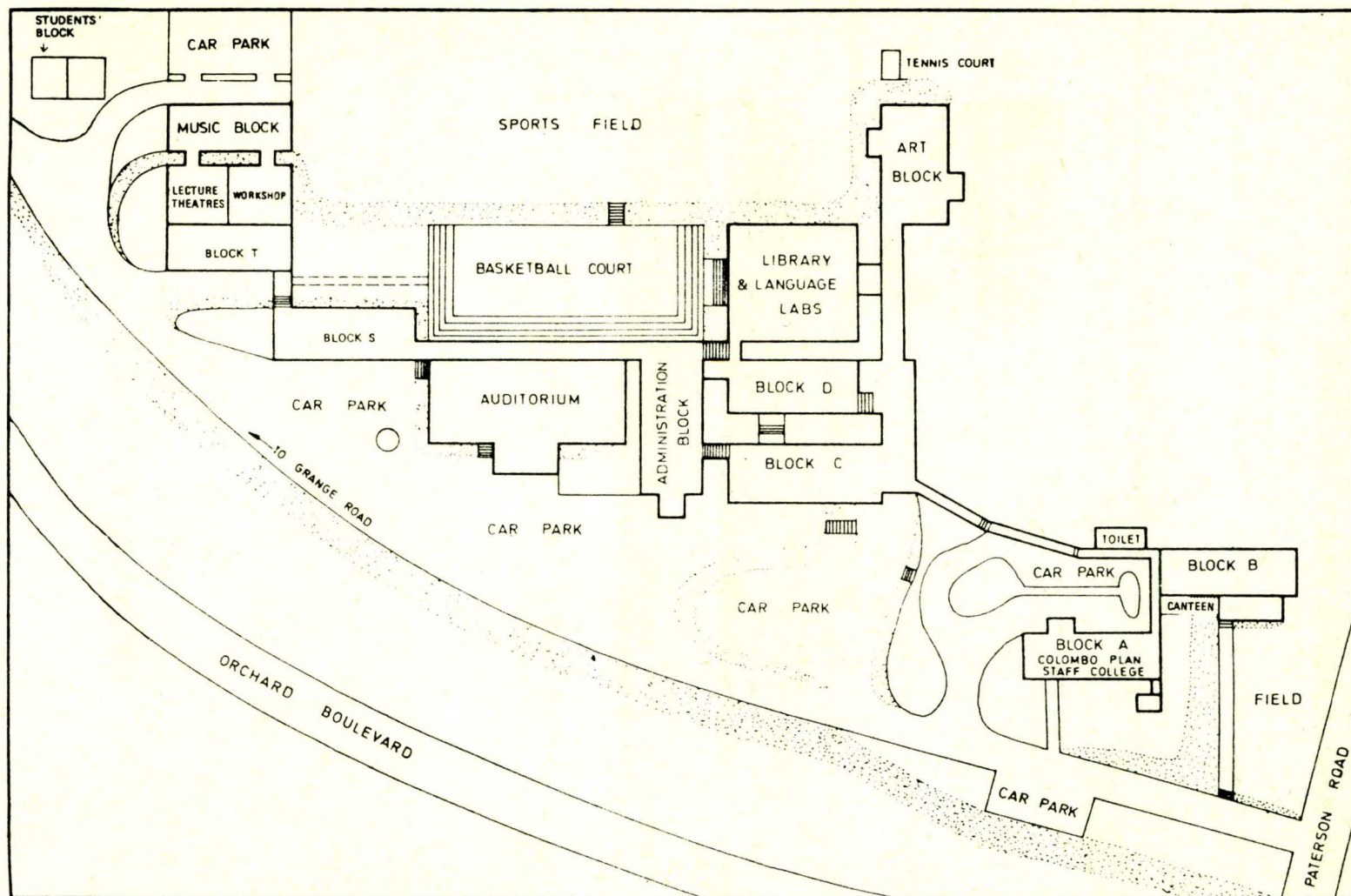
Admission qualifications: Candidates must have passed at GCE 'A' Level in 2 subjects and at 'O' Level in 2 subjects including General Paper obtained at one and the same GCE 'A' Level Examination. Additionally, candidates will have to meet all entry requirements of the Institute.

Certificate in Education ('O' Level) – Tamil-medium Course

This two year full-time course leads to the award of the Certificate in Education of the Institute. It offers both professional and academic education for students who hold GCE 'O' Level qualifications. Students pursuing this course are trained to teach at the primary school level.

Admission qualifications: Candidates must have passed at GCE 'O' Level in 5 subjects which must include Tamil Language, Tamil Literature and English Language, and 2 subjects chosen from the following: Mathematics, English, Literature, Science, Art, Music, History, Geography, Home Economics, and Human and Social Biology. A GCE 'O' Level pass in Tamil as a Second Language is accepted in lieu of Tamil Language. A GCE 'A' Level pass in Tamil or Tamil as a Second Language is accepted in lieu of GCE 'O' Level passes in Tamil Language or Tamil Literature.

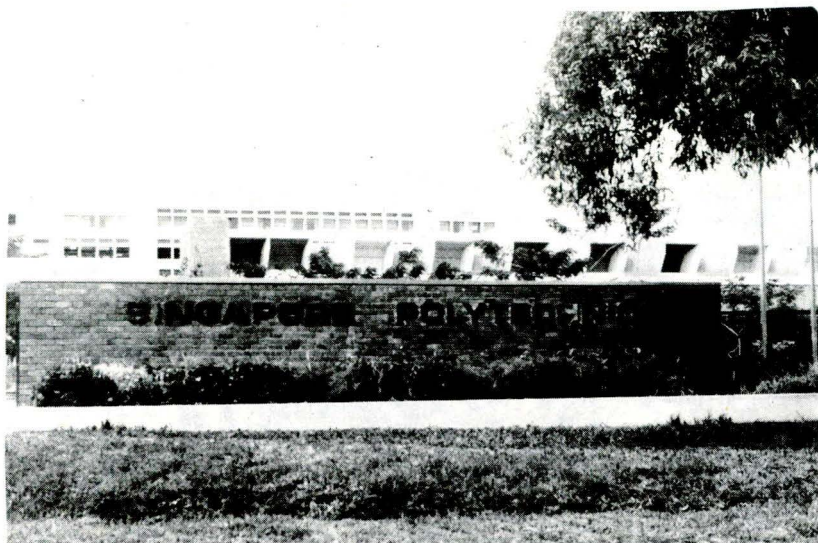
All GCE 'A' and 'O' Level candidates should preferably be below 25 years of age. Those who are bilingual or who have good ECA records in school or special qualifications in Physical Education, Music or Art will be given preference.



(3) SINGAPORE POLYTECHNIC

SINGAPORE POLYTECHNIC は、シンガポール共和国の発展と共に、成長発展する産業界のニーズに合わせて1958年から講義が開始されている。

その第一の目的は、熟練した技術者の養成であつた。また、これは、政府の産業政策のマン・パワー政策とも一致したものである。



工業立国を目指すシンガポール共和国、中堅技術者の養成に力を入れる
SINGAPORE POLYTECHNIC (シンガポール工芸専門学校)

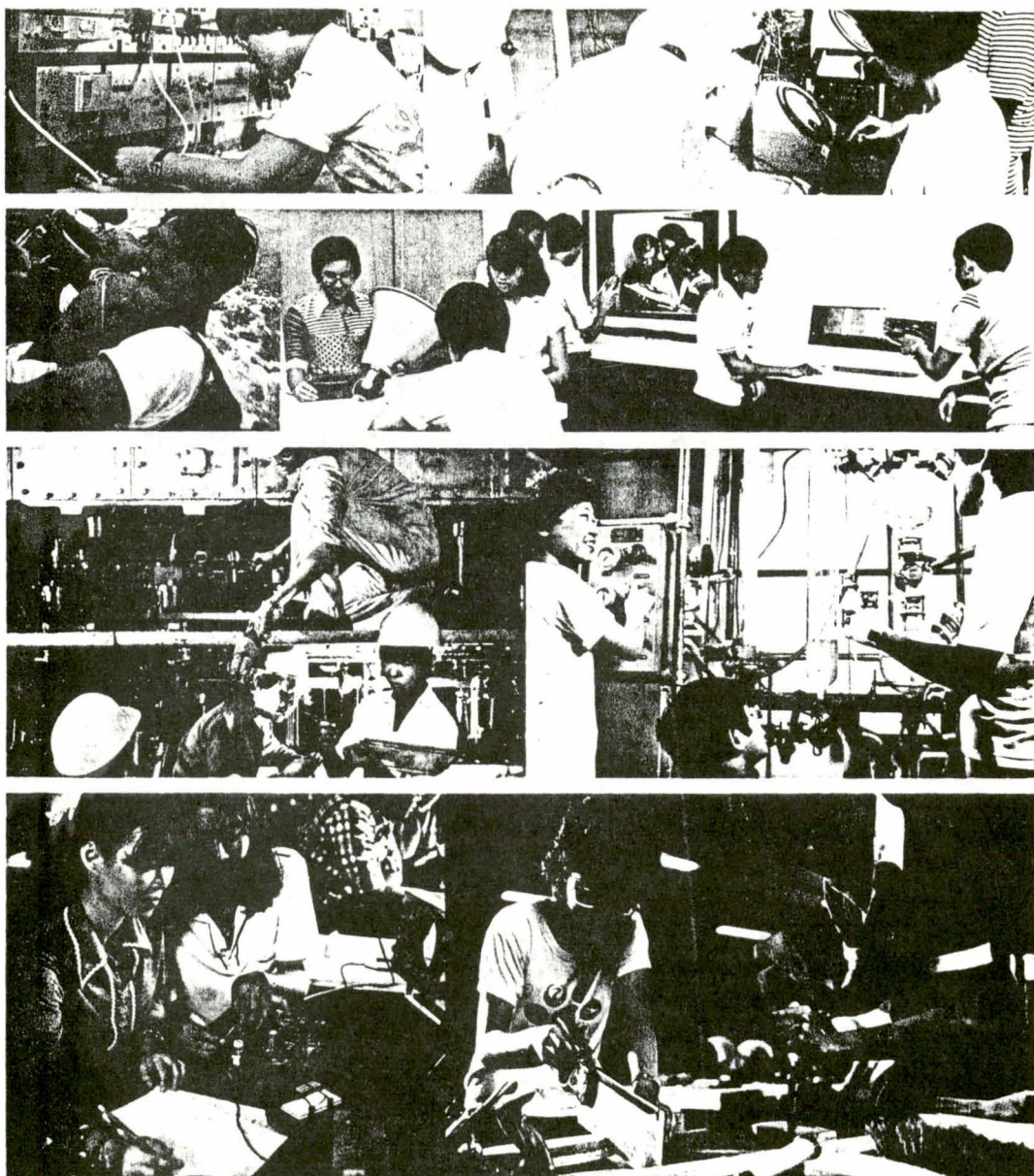
SINGAPORE POLYTECHNIC にある特色ある学科としては、建築工学、電気工学、エレクトロニクス・通信工学、機械製造工学、航海研究学、化学工程工学、海洋工学、などが主なものであるが、近年、日本などとの交流で、コンピューター工学についても設置されることになっている。

POLYTECHNIC は、全日制のコースの他、パート・タイムのコースもあり広く、国民に開放している。

また、各学科、各コースでは、それぞれの課程を修了し、国家試験に合格すれば、各々の Diploma (免許状) —— を得ることが出来る。各 Diploma を得て、実社会の中堅工業技術者として活躍することになる。

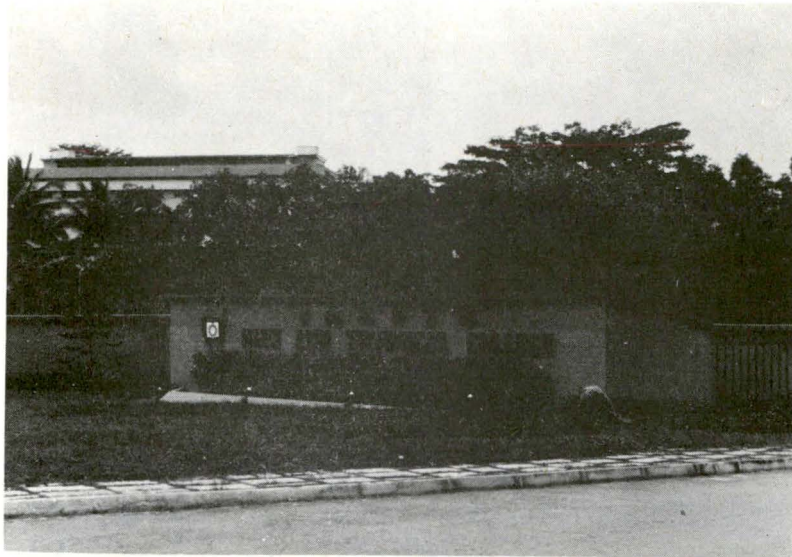
Singapore Polytechnic Prospectus

Academic Departments & Divisions



1980-81

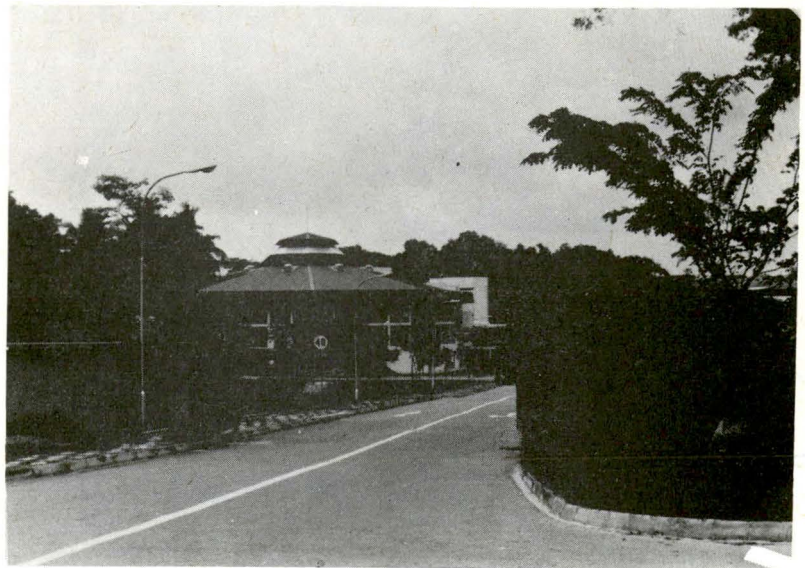
(4) NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE



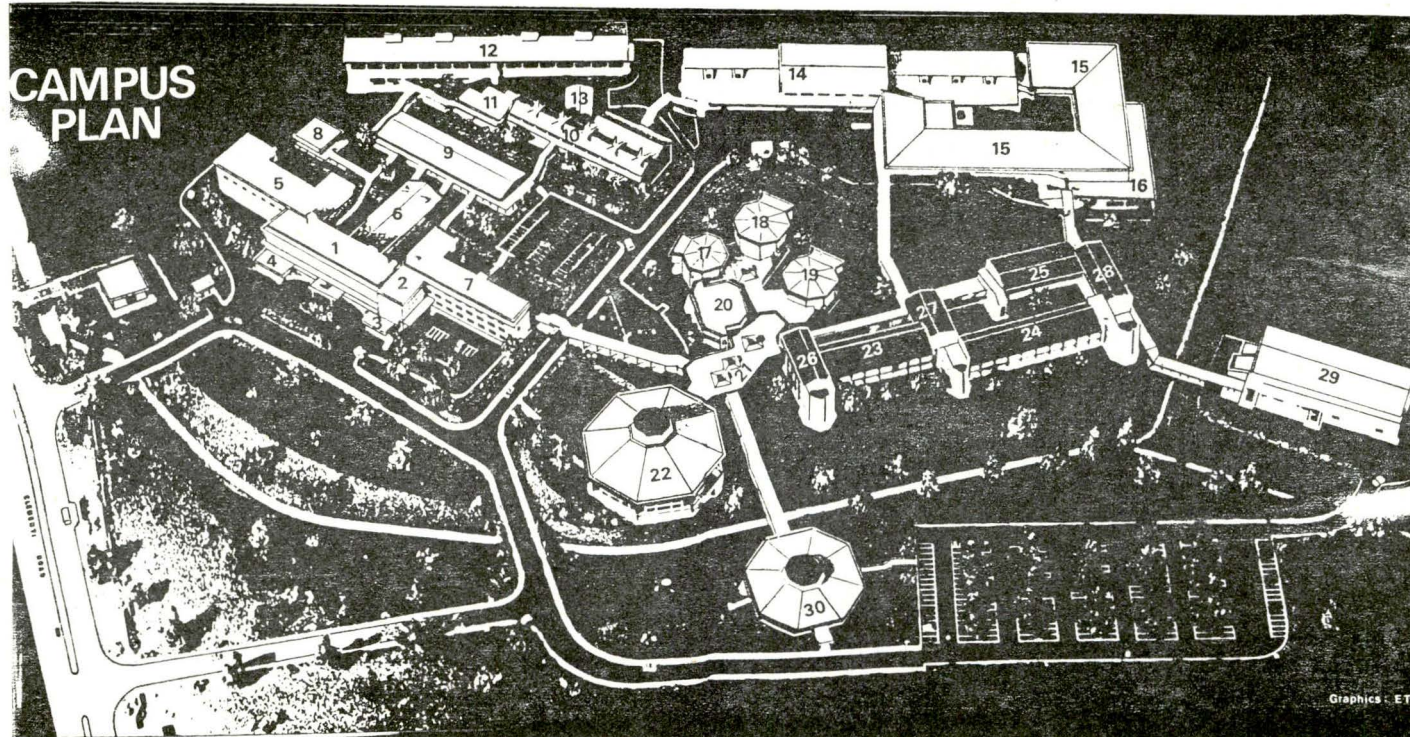
シンガポールの「工芸分野の技術者」を養成する
NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE

NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE は、1963年、CHINESE SECONDARY SCHOOLを修了した学生のために、工業、家政科学、語学を中心とする専門学校として設置された。当時はNGEE ANN COLLEGEと呼ばれていたが、1967年THE NGEE ANN TECHNICAL COLLEGEとなった。そして、建設、造船などの学科が新設されている。

南国風の NGEE ANN
TECHNICAL COLLEGE
構内



CAMPUS PLAN



Graphics: ETU

NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE

535 Clementi Road
Singapore 2159
Republic of Singapore
Telephone: 656555
Cable Address: NGEELNTEC

1. Ground Floor — Registrar's Office & Academic Section
2nd & 3rd Floors — Classrooms
Top Floor — Recreation Area & SMMWU NATC Branch Office
2. Principal's Office & Educational Technology Adviser's Office
1st Floor — Language Laboratory
2nd Floor — Computer Centre
3. Conference Room
4. Finance Section & Establishment Section
Office & Duplicating Rooms
1st & 2nd Floors — Library Resources Centre
6. Ground Floor — Lecture Theatre
1st Floor — Auditorium
7. Ground Floor — MSU & BS Academic Staff Offices
1st Floor — Language Laboratories & ELU Staff Offices
2nd Floor — Classrooms
8. College Clinic & Student Counselling Unit
9. ETU & Drawing Rooms
10. College Canteen
11. Co-operative Bookstore
12. ME Project Workshop, Laboratories & Drawing Offices
13. Locker Room & Toilet
14. ME Workshop & Drawing Offices
15. EEE Workshop & Laboratories
16. Lower Ground Floor — BD Workshop & Lecture Theatre
- 17, 18 & 19 — Lecture Theatres
20. Staff Common Rooms
21. Concourse
22. Multi-purpose Hall
- 23, 24 & 25 — Classrooms
26. ME Academic Staff Offices
27. SRT Academic Staff Offices
28. EEE & BD Academic Staff Offices
29. SRT Workshop, Laboratories & Drawing Office
30. Student Centre

NOTE:

BD — Building Department
BS — Business Studies
EEE — Electrical & Electronic Engineering
ME — Mechanical Engineering
SRT — Shipbuilding & Repair Technology
ETU — Educational Technology Unit
MSU — Mathematics & Science Unit

NGEE ANN TECHNICAL COLLEGE では、技術者としての資格を得ることが出来る。

機械工学、電気電子工学、造船工学、建築設備経営学などの学科が設置されている。

また、全日制のコースの他に、パート・タイムのコースも設置されている
近年、近代経営工学が設置され、1979年、産業経営の DIPLOMA を与えられている。

ACADEMIC CALENDAR SESSION 1980/81

Week	Date	Day	Particulars
	Jan 1, 1980 4 16 30	Tue Fri Wed Wed	New Year's Day, Public Holiday 8th Aquatic Sports Meet Senate Meeting Sessional Examinations and Semester Examinations (old syllabuses) begin
	Feb * 8 9 11 16 & 18	* Fri Sat Mon Sat & Mon	Applications for admission begin and end Council Meeting October Semester Session 1979/80 ends Vacation begins Chinese New Year, Public Holidays
	Mar 3 10 19	Mon Mon Wed	Board of Examiners Meeting Registration for Supplementary Examinations Senate Meeting
	Apr 1 - 3 4 7 - 9 11 18 & 19	Tue - Thu Fri Mon - Wed Fri Fri & Sat	Registration and payment of fees by Year 1 students Good Friday, Public Holiday Supplementary Examinations Council Meeting Payment of fees by students of Year 2 and above
1	Apr 21 26	Mon Sat	April Semester begins
2	Apr 28 May 1 3	Mon Thu Sat	Labour Day, Public Holiday
3	May 5 - 10	Mon - Sat	

Week	Date	Day	Particulars
4	May 12 – 17	Mon – Sat	
5	May 19 21 24	Mon Wed Sat	12th Inter-Department Wee Mon Cheng Championship Cup Basketball Competition Senate Meeting
6	May 26 28 31	Mon Wed Sat	12th Inter-Department President's Championship Cup Volley Ball Competition Vesak Day, Public Holiday
7	Jun 2 – 7	Mon – Sat	12th Annual Athletic Meet – Heats
8	Jun 9 13 14	Mon Fri Sat	Mid-Term Break begins Council Meeting
9	Jun 16 21	Mon Sat	Mid-Term Break ends
10	Jun 23 – 28	Mon – Sat	12th Individual Table-tennis Competition
11	Jun 30 Jul 1 5	Mon Tue Sat	12th Individual Badminton Competition 12th Annual Athletic Meet
12	Jul 7 – 12	Mon – Sat	5th Inter-Department Alan Phillips Championship Cup Soccer Competition
13	Jul 14 16 19	Mon Wed Sat	Senate Meeting 9th Aquatic Sports Meet
14	Jul 21 – 26	Mon – Sat	
15	Jul 28 Aug 2	Mon Sat	
16	Aug 4 8 9	Mon Fri Sat	Council Meeting National Day, Public Holiday
17	Aug 11 12 16	Mon Wed Sat	Semester Examinations (old syllabuses) begin

Week	Date	Day	Particulars
18	Aug 18 20 23	Mon Wed Sat	Semester Examinations (old syllabuses) begin
19	Aug 25 30 Sep 1 8 17 22	Mon Sat Mon Mon Wed Mon	April Semester ends Vacation begins IBOP* begins Senate Meeting Board of Examiners Meeting
	Oct 9 – 11 10 11	Thu – Sat Fri Sat	Payment of fees by students of all Years Council Meeting April Semester Vacation ends; IBOP*ends
1	Oct 13 18	Mon Sat	October Semester begins
2	Oct 20 25	Mon Sat	Hari Raya Haji, Public Holiday (Hari Raya Haji on 19th October)
3	Oct 27 Nov 1	Mon Sat	
4	Nov 3 6 8	Mon Thu Sat	Deepavali, Public Holiday
5	Nov 10 – 15	Mon – Sat	
6	Nov 17 19 22	Mon Wed Sat	9th Inter-Department Sng Yew Chong Championship Cup Table-tennis Competition Senate Meeting
7	Nov 24 – 29	Mon – Sat	9th Inter-Department Singapore Slipway & Engineering Company Championship Cup Badminton Competition
8	Dec 1 – 6	Mon – Sat	9th Individual Lim Kee Ming Championship Cup Chinese Chess and International Chess Competition
9	Dec 8 12 13	Mon Fri Sat	Council Meeting

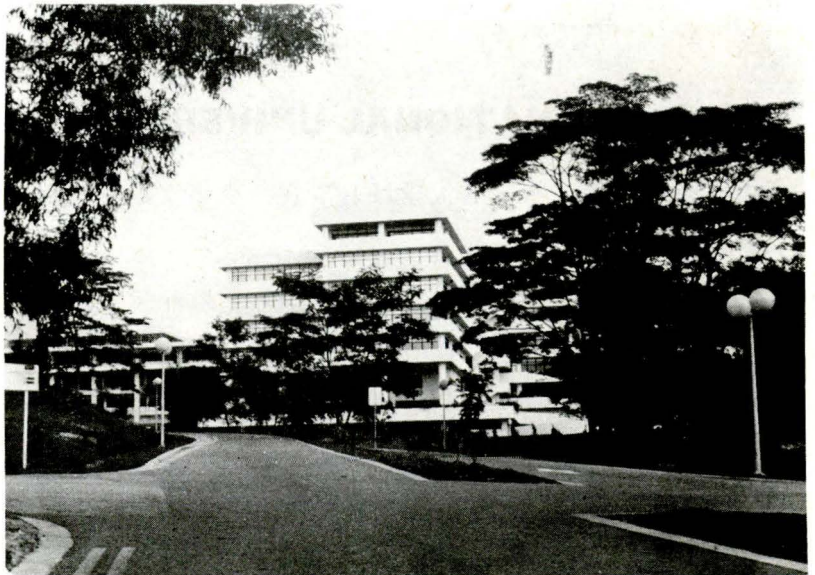
Week	Date	Day	Particulars
10	Dec 15 20	Mon Sat	Mid-Term Break begins
11	Dec 22 25 27	Mon Thu Sat	Christmas, Public Holiday Mid-Term Break ends
12	Dec 29 Jan 3, 1981	Mon Sat	
13	Jan 5 – 10	Mon – Sat	
14	Jan 12 – 17	Mon – Sat	
15	Jan 19 – 24	Mon – Sat	
16	Jan 26 – 31	Mon – Sat	
17	Feb 2 – 7	Mon – Sat	
18	Feb 9 11 14	Mon Wed Sat	Sessional Examinations and Semester Examinations (old syllabuses) begin
19	Feb 16 21	Mon Sat	October Semester ends
	Feb 23, 1981	Mon	Vacation begins
	Mar 16 23	Mon Mon	Board of Examiners Meeting Registration for Supplementary Examinations
	Apr 13 – 15	Mon – Wed	Supplementary Examinations

□ 大学の教育制度

シンガポールの大学校教育は、1979年までは、シンガポール大学（UNIVERSITY OF SINGAPORE）と南洋大学（NANYANG UNIVERSITY）の2つの大学があり、シンガポール大学は国立大学で、英語で講義が行われている ENGLISH MEDIUM の大学である。一方、南洋大学は、従来、中国語で講義が行われていた CHINESE MEDIUM の大学で、私立大学である。南洋大学では、語学以外の科目を中国語で行つて来たため、英語の学力が、シンガポール大学の学生に比べ弱い。 実社会のニーズに対応する時点で、具体的に云えば、就職先が限定され、極めて不利となつていた。

近年、南洋大学では、CHINESE MEDIUM から ENGLISH MEDIUM に切り換えて、実社会への対応策を実施して来た。

しかし、1979年から1980年にかけて、シンガポール共和国の教育政策の一つとして、シンガポール大学と南洋大学を合併し、シンガポール国立大学（NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE）として発足することに決定した。1980年からシンガポール国立大学として、教育



シンガポール唯一の最高学府 NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE 本館（事務局）

内容の充実に全力が注がれている。前南洋大学の拡大な CAMPUS は、シンガポール国立大学の理工系センターとして、前シンガポール大学工学部の数倍の一大理工学センター 主としてコンピューター研究センターとする計備と云われている。

(1) 大学教育の特色

前述のように、シンガポールの大学教育は、従来のシンガポール大学、南洋大学の ENGLISH MEDIUM と CHINESE MEDIUM の 2 大学から、一本化され、ENGLISH MEDIUM のシンガポール国立大学となつている。

既述のように、シンガポールの教育制度は、EDUCATIONAL WASTAGE (教育の浪費) を最少限にするため、能力、適性に応じた徹底した進路指導が行われている。

小学校を 100% とすれば、その中の 71% が中学校に進み、14% が高校に進み、大学へは、9% 強と、きびしく、一部のエリートが大学レベルに進学できる制度となつている。

シンガポール国立大学が唯一の大学であるが、医学部、理工学部、歯学部などが、学生に人気があり、より狭き門をなつている。大学は、普通、3 年間のコースである。

(2) THE NATIONAL UNIVERSITY OF SINGAPORE

シンガポール国立大学は、現在、次のような学部、大学院等に構成されている。

建築土木工学部、芸術社会科学部、歯科医学部、工学部、法学部、医学部
自然科学部、会計、経営コース、そして、大学院等となつている。

THE UNIVERSITY OF SINGAPORE

Address: The University of Singapore, Kent Ridge, Singapore 0511.

Telephone numbers: 7756666 (Main Campus)
2560451 (Joint Campus at Bukit Timah)
651744 (Joint Campus at Jurong)
2226111 (Faculty of Medicine)
2223322 (Faculty of Dentistry)

All official communications should be addressed to the Registrar.

DATES OF TERMS (1980-1)

Term I	7 July 1980—25 October 1980 (16 weeks) (Recess: 31 August 1980—7 September 1980)
Vacation	26 October 1980—23 November 1980 (4 weeks)
Term II	24 November 1980—14 March 1981 (16 weeks) (Recess: 25 December 1980—1 January 1981) Long vacation commences 15 March 1981

(The dates of terms for the Faculties of Medicine and Dentistry are published separately in the handbook for these two faculties.)

UNIVERSITY OF SINGAPORE

The University of Singapore was established in 1962 and is a successor to the University of Malaya (established in Singapore in 1949). It has seven faculties and three schools, namely the Faculties of Arts and Social Sciences, Law, Sciences, Medicine, Dentistry, Engineering, and Architecture and Building; and the Schools of Accountancy and Business Administration, Postgraduate Medical Studies, and Postgraduate Dental Studies. In addition, the university's Department of Extramural Studies provides a varied programme of continuing education for the general public.

Besides first degree courses, it offers opportunities for research leading to postgraduate degrees in most of the disciplines. There is also a postgraduate diploma course in business administration.

Regional and international centres of research established at the university include the Economic Research Centre, the Cancer Research Centre, the World Health Organization (WHO) Immunology Research and Training Centre, the WHO Clinical Research Centre in Human Reproduction and the WHO Enterovirus Research Centre.

There were many major changes in 1978. In April, the university's main campus moved from Bukit Timah to Kent Ridge. The Kent Ridge campus now houses the administration offices, the Computer Centre, the library, the Faculties of Architecture and Building, Engineering and Law, and the School of Accountancy and Business Administration. Buildings for the other faculties will be completed in later phases of development. The final phase is expected to be completed by 1985. Until then, the university will continue to function in three campuses: Kent Ridge, Bukit Timah and Sepoy Lines.

In March 1978, an agreement was reached between the University of Singapore and the Nanyang University to use the campus at Bukit Timah as a joint campus, which began functioning on July 3. This was a move towards closer ties and equal partnership, enabling students from the Nanyang University to study in an English-speaking environment. Students of the two universities study common courses and sit for common examinations in arts, science, accountancy and business administration.

During 1979, the university announced new criteria for admission to the university in general and to the Faculties of Medicine and Dentistry in particular. To achieve a better spread of talent in all the disciplines, not more than 15 per cent of the best 'A' level candidates will be selected for medicine and dentistry. To raise proficiency in English and to encourage effective bilingualism, the university will in future require minimum language attainments at the Singapore-General Certificate of Education 'A' Level and 'O' Level Examinations. Commencing in 1981, a second language will also be a prerequisite for entry into the university.

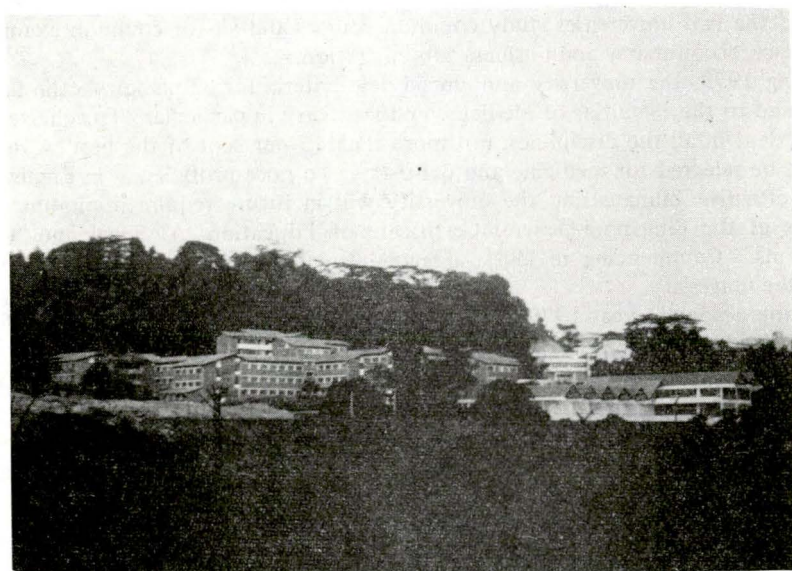
For the academic year 1979/80, the university has a full-time teaching staff of 522 and an undergraduate student population of 6,781.

SINGAPORE '80 (Ministry of Culture, Singapore)



南洋大学とシンガポール大学
と合併後のシンガポール国立
大学の校門（入口）

シンガポール国立大学には、日本語講座、日本文化講座、そして、工学関連講座等が、政府レベルでの交流で、すでに設置され、または、1981年から設置が予定されているなど、大学レベルでの日本とシンガポール教育文化交流の緊密さを示している。



建設途上のシンガポール国立大学 KENT RIDGE CAMPUS
学生宿舎を望む

UNIVERSITY AND COLLEGE GRADUATES

	1972-1973			1973-1974			1974-1975			1975-1976			1976-1977			1977-1978		
	Males	Females	Total	Males	Females	Total	Males	Females	Total	Males	Females	Total	Males	Females	Total	Males	Females	Total
UNIVERSITIES																		
Arts & Social Sciences	209	395	604	166	410	576	235	431	666	238	439	677	218	484	702	270	455	725
Science	284	199	483	223	201	424	256	186	442	251	208	459	156	149	305	164	129	293
Law	54	35	89	46	39	85	51	48	99	47	61	108	48	68	116	30	79	109
Medicine/Pharmacy	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	82	56	138
Medicine	138	33	171	134	25	159	164	61	225	97	50	147	106	49	155	-	-	-
Dentistry	32	14	46	35	9	44	34	15	49	17	22	39	24	15	39	19	19	38
Pharmacy	11	9	20	9	14	23	13	12	25	13	18	31	13	17	30	-	-	-
Architecture, Engineering & Building/Estate Management	182	9	191	329	15	344	278	26	304	279	29	308	316	46	362	252	31	283
Commerce & Business Administration	297	229	526	301	250	551	381	283	664	364	275	639	317	331	648	404	284	688
TOTAL	1,207	923	2,130	1,243	963	2,206	1,412	1,062	2,474	1,306	1,102	2,408	1,198	1,159	2,357	1,221	1,053	2,274
POLYTECHNIC																		
Engineering	943	90	1,033	1,387	106	1,493	1,520	201	1,721	728	151	879	1,564	336	1,900	1,692	236	1,928
Architectural Building	153	54	207	229	70	299	275	118	393	339	137	476	171	128	299	181	140	321
Nautical	73	-	73	76	-	76	109	-	109	315	1	316	133	-	133	138	-	138
TOTAL	1,169	144	1,313	1,692	176	1,868	1,904	319	2,223	1,382	289	1,671	1,868	464	2,332	2,011	376	2,387
COLLEGE																		
Ngee Ann Technical College	101	68	169	207	44	251	290	79	369	226	109	335	260	94	344	428	131	559

理事会の動き

第137回 1980年12月9日(火)午後12時30分

議 題：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された

2. 審議事項

(1) 正副会頭の選任

まず、太田会頭の帰国に伴う会頭の選任が行れた。本所定款第58条により、会頭に欠員が生じた場合には、副会頭のうちから1名を理事会において新会頭に選任することになっている。太田会頭より、新会頭には水戸副会頭を推薦したい旨の提案があり、一同に諮つたところ全会一致で承認され、ここに新会頭が決定した。なお、水戸会頭の任期は次回の年次総会終了までとなつている。

会頭 水戸 清氏

MANAGER DIRECTOR

HITACHI ZOSEN ROBIN DOCKYARD (PTE) LTD.

つぎに、太田(前)会頭の帰国あいさつ及び青柳茂雄氏(三井物産)の理事就任あいさつ並びに水戸会頭の就任あいさつがあつた。

引続き、水戸(前)副会頭の会頭就任に伴い副会頭に1名の欠員が生じたので、副会頭の選任に移つた。本所定款第59条により、副会頭に欠員が生じた場合には理事メンバーのうちから新副会頭を理事会において選任することになつている。水戸会頭より新副会頭に清水理事(東京銀行)を推薦したい旨の提案があり、一同に諮つたところ全会一致で承認され、ここに新副会頭が決定した。なお、清水副会頭の任期は次回の年次総会終了までとなつている。

副会頭 清水 泗郎氏

GENERAL MANAGER

THE BANK OF TOKYO, LTD.

(2) 国際商業会議所 (SICC) への理事派遣

国際商業会議所へは、これまで本所より太田 (前) 会頭が COMMITTEE メンバーとして参加していたが、同氏の帰国に伴い、その後任に水戸会頭が選任された。

(3) 上記に伴う担当理事の異動・決定

上記(1)、(2)に伴い、担当理事の新分担が次の通り決定した。

○金融保険部会担当：湯本 佳伸氏 (住友銀行)

○全般担当：青柳 茂雄氏 (三井物産)

○VITBの BOARD MEMBER：早野 美知男氏 (横河電機)

(4) 事務局職員の年次賞与

山内理事より、事務局職員の年次賞与について提案があつた後、一同に諮つたところ異議なく承認された。

(5) 1981年NWC勤告に関する本所意見の照会について

1980年12月5日付をもつてNWCから1981年NWC GUIDELINESに関する意見照会の文書があつた。本件に関して審議した結果、本所経営研究委員会において、全会員を対象とするアンケート調査を実施する共に、NWC担当理事及び同委員会幹事で本所意見 (案) を取りまとめ次回理事会で検討することになった。

3. 報告事項

(1) 部会、委員会、懇談会開催報告

次の通り部会、委員会、懇談会の開催報告があつた。

① 部会

○繊維分科会 (11月19日開催)

○繊維分科会 (11月20日開催)

②委員会

○経営研究委員会（１１月１３日開催）

○広報委員会（１２月５日開催）

③懇談会

○産業用ロボット製造業企業進出並びに技術協力基礎調査団一行との
懇談（１２月４日開催）

(2)来星ミッション

○蒲郡商工会議所東南アジア産業経済使節団（１１月１２日開催）

(3)雇用法第３８条についての提案

被雇用者の労働時間を規定している雇用法第３８条についての提案が
英文で提出され、一部修のうえ、時機をみて出状するようになった。

(4)NWC勧告についての提言

ゴー・チョク・トン商工大臣宛に出状した「NWC勧告についての提
言」が、太田（前）会頭より報告された。

(5)その他

①田中通商産業大臣ご一行からのお礼状

本所が去る１１月３日に開催した「田中通商産業大臣ご一行歓迎パ
ーティ」に対する田中通商産業大臣及びご一行からの礼状が紹介され
た。

②鈴木内閣総理大臣ご一行のご来星について

シンガポール日本大使館の登参事官より、鈴木内閣総理大臣ご一
行のご来星スケジュール等が報告された。

③シンガポール商工省貿易局次長からの依頼

日本大使館長島商務官より紹介があつた当国貿易局次長のMR. LEONG
CHEE WHYEに本所「月報」を送付することが承認された。

4. 会計報告

吉永財務委員より、１１月分の会計報告があり、承認された。

5. 入、退会

倉重理事より、下記４件の入会申込の報告があり、審議の結果次の

通り決定した。

** KOMATSU FORKLIFT ASIA PTE. LTD.	“ B ”
** YAMAKUNI SINGAPORE PTE. LTD.	“ C ”
** NIPPON OIL (ASIA) PTE. LTD.	“ A ”
** SUMIDEN ELECTRONICS PTE. LTD.	“ A ”

6. その他

JETRO の竹田所長より、同所が実施した日系企業の現状に関する調査結果について、資料にもとづき説明があつた。

部会・委員会・懇談会活動

1. 部 会

月 日	部会名	議 題 名
12月10日	第三工業部会	日本・シンガポール職業訓練センター の概要説明及び施設見学
12月13日	繊維分科会	最近の繊維業界の動向について

2. 委 員 会

月 日	委員会名	議 題 名
12月11日	経営研究委員会	(1)工場見学（日立造船） (2)意見交換（振替休日、年次休暇等 について）
12月18日	経営研究委員会 幹事会	1981年NWC勧告についてのアン ケート調査票の検討
12月 4日	広報委員会	1月号の編集方針 「月報」表紙の検討
12月22日	広報委員会	2月号の編集方針

3. 懇 談 会

- 12月4日産業用ロボット製造業企業進出並びに技術協力基礎調査団一
行との懇談。

12月の主な経済記事

- 1 日 ○ 1980 年雇用（修正）法案と労働者災害賠償（修正）法案が本月 28 日共に可決通過した。

この雇用法修正案の内容から見ると、雇用主は給与の 3 ヶ月分を超えないかぎり、ボーナス額を自由に裁量することが可能となった。以前はボーナス規定額を超過支給する場合、雇用主は大蔵大臣に対し、書面許可を取得しなければならない。こんどの修正案可決により、許可申請が免除とされる。

一方、1980 年労災賠償（修正）法案による賠償額の引き上げは次の通り、労働者が死亡した場合、雇用者の支払うべき賠償はこれまでの 1 万 8000～3 万 5000 S ドルから 1 万 5000～4 万 5000 S ドルの引き上げ、また労災により、永久労働不能となった場合、賠償最低額は 2 万 S ドル、最高額はこれまでの 4 万 5000 S ドルから 6 万 S ドルとなる。

- 2 日 ○ J T C は 4000 万 S ドルをかけて KOLAM AYER に新工業団地を建設する計画を明らかにした。同工業団地の建設は、人口集中地域への工業団地開発を 1 つの柱とする J T C 新 10 ヶ年計画（1981～1990 年）に沿ったもので、同様の主旨により、ANG MO KIO, BEDOK, PERSEVERANCE, LORONG TAI SENG, TAMPINES, TELOK BLANGAH 各地の工業団地開発が今後さらに進められる計画である。

- 8 日 ○ シンガポールの造修船業が再び労働者不足のピンチに立されている。シンガポール造修船業者協会の調査によると目下同業界の労働者数は全体で 2 万 7000 人であるが、それでも不足の限界点に達している。
- U R A（都市再開発局）第 9 回区画売り出しでは商業および住宅地区土地価格が 1 平方メートル当りそれぞれ 1 万 5000 S ドル～2 万 5000 S ドルを超えそうだ。その原因として最近の不動産市

場における諸物価の高騰ぶりを挙げているほか、第8回のセールにおいて RAFFLES PLACE などでは2万5000 Sドル/m²で落札したとの例を示している。

- 12日 ◦ 今年第3四半期のプロジェクト認可件数は171件、総額4億7880万Sドルに達した。これを昨年同期の認可状況と比べれば件数では46%増（昨年第3四半期は117件）、額では4倍近く（昨年同期1億6870万Sドル）増加した。建設事業のペース増を示した。
- 15日 ◦ SDF（SKILL DEVELOPMENT FUND）が企業の合理化設備投資に対する新たな補助計画を実行した。この計画はINTEREST GRANT FOR MECHANISATION（機械化利子補給）と呼ばれ、5万Sドルを超える合理化設備投資を行なう企業に対し、SDFは利子負担の半分を肩代わり、金利水準を13～14%とみて、利子補給の上限を年率7%に設定して、補助対象となる企業の借入れ額の上限を原則として500万Sドル、借入れ期間7年以下に定めている。
- 18日 ◦ シンガポールの今年のオイル・リグ工業生産は昨年に比べ、42%の伸びを見せ、約4億Sドルに達する見込である。今年11月現在で、全世界のオイル・リグ建設契約台数は計90台であるが、そのうちシンガポールは23台の発注を獲得している。今年オイル・リグ業の総収入4億Sドル（推定）は、昨年の2億8100 Sドルに比べ、42%の伸びである。シンガポールのオイル・リグ工業の生産台数は目下、世界第2の地位を占めている。

広 報 欄

** CHANGE OF TELEPHONE NO.

- * Tokyu Land Corporation Singapore Pte. Ltd.
Tel: 2238569/2238560

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

- * Ishihara Sangyo Kaisha Ltd.
From Mr. N. Adachi to Mr. Y. Kofukada
- * Three Bond Co., Ltd.
From Mr. T. Nagai to Mr. K. Murayama
- * Kawasaki Heavy Industries Ltd.
From Mr. Y. Ogura to Mr. K. Nakazono
- * Tobishima Corporation.
From Mr. Y. Ohmori to Mr. M. Mori
- * Seiwa Sangyo Kaisha, Ltd.
From Mr. H. Otsuka to Mr. H. Osato
- * Tajima Metalwork (Singapore) Pte. Ltd.
From Mr. T. Kanzaki to Mr. A. Tsushima
- * Fujikaiun Kabushiki Kaisha.
From Mr. T. Keii to Mr. T. Ogawa

** CHANGE OF ADDRESS

- * Fujikaiun Kabushiki Kaisha.
2nd Floor, Crosby House,
71, Robinson Road,
Singapore, 0106.

資料案内

国内一般

* シンガポール共和国概要 (1979年) ～改訂中～	S\$20
シンガポール経済事情 (1979年8月)	S\$10
シンガポール共和国憲法	S\$15
シンガポール共和国移住法	S\$15

投資関係

トップマネジメントのためのオリエンテーション (会員のみ販売)	S\$25
資金援助制度の手引き	S\$ 8
経済拡大奨励法	S\$10
法律15号 (経済拡大奨励法改正法) 1979年	S\$ 5

租税・税制

* シンガポール共和国現行租税制度	S\$10
シンガポール共和国個人所得税解釈	S\$10
法律第2号共和国所得税法改正 (1973年)	S\$ 5
法律第13号 (1977年)	S\$ 5
法律第17号 (1980年)	S\$ 5
法律第20号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポール共和国財産税法、財産税 (付加税) 法	S\$15

会社法

シンガポール共和国会社法	(会員) S\$60
	(非会員) S\$70
法律第1号 (共和国会社法改正) 1970年	S\$ 5
法律第4号 () 1974年	S\$ 5
法律第7号 () 1975年	S\$ 5
法律第19号 1980年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5

為替管理・関税

シンガポール為替管理法 (1970年)	S\$15
法律第6号 (為替管理法改正) 1976年	S\$ 5
* シンガポール共和国関税法	S\$20
関税法 (1979年関税令)	S\$15
法律第9号 (共和国関税法改正) 1976年	S\$ 5

業種別規則

シンガポール共和国製造業管理法	S\$ 5
法律第 18 号工場法改正法 (1973 年)	S\$ 5
大気汚染防止法 (1971 年)	S\$ 8
法律第 11 号 (共和国大気汚染法改正) 1975 年	S\$ 5
シンガポール共和国銀行業法	S\$ 15
地方政府建築規則	S\$ 15

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許 (実施権) 法	S\$ 8
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
シンガポール共和国技術士法	S\$ 5
価格規則法	S\$ 5

労働関係

* 中央厚生年金法	S\$ 15
シンガポール共和国労働雇用法、労働組合法、労働関係法	S\$ 25
労働組合法 (1977 年)	S\$ 10
法律第 3 号 (共和国労働雇用法改正) 1970 年	S\$ 5

商工会議所出版物

業種別会員名簿 (1980 年)	S\$ 20
月報 (各月号)	S\$ 8

(* 印は在庫なし)

編集後記

1980年も当国は、大きな発展を遂げました。政治面では総選挙で与党PAPが予想通り全議席75議席を獲得いたしました。当選議員には次代を担う18名の若い新人議員も含まれております。経済面では10%台の高成長を遂げ、産業構造改革も徐々に進んでおります。当国で働いている我々外国人にとっても、当国の発展は喜ばしく、1981年も着実な発展を遂げることを期待して止みません。

本号では、経営者にとって最も関心のあるNWCについて「**NWC 勧告についての提言**」と題し日系企業経営者方々の意見をゴ-通産大臣宛へのレターという形で出状したものを冒頭に掲載いたしました。次に、現在、脚光を浴びているコンテナに関連し、「**ASEAN に於けるコンテナリゼーションと木材**」について東急車輛の**古野氏**に執筆の労を煩わしました。この種文献は殆んど見当らないことからして貴重なレポートであります。また「**東南アジアの石油開発事情**」について、出光石油開発の**池田・喜地**両氏による。レポートをいただきました。近隣の石油開発動向を手際よくまとめた記事であります。次に「**東南アジアにソ連の脅威はあるか**」と題して共同通信、**伊藤氏**の健筆による鋭い分析を行つたご寄稿を頂戴致しました。最後に今回も10月号、11月号に引き続き、シンガポール日本人学校の**魚田先生**による「**躍動するシンガポールの教育**」（その3）を掲載いたしました。当国の教育制度について日本語による論文の決定版ともいふべきもので各企業にとり現地従業員採用に当つての参考資料として役立つものと思われまふ。

年末の多忙の折、ご執筆下さいました各位に厚くお礼を申しとげます。来年は一層よい月報が発行出来る様、編集員一同頑張る所存です。

今月号の担当は、**羽田野**（伊藤忠）、**伊沢**（東銀）でした。

（伊沢記）

MONTHLY REVIEW

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
11A-12A, BLOCK 1, FLATTED FACTORY, KALLANG WAY,
SINGAPORE 13. TELS: 2923831, 2922296
(KALLANG BASIN INDUSTRIAL ESTATE)

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

UNIT 2304-2305 23RD FLOOR, C.P.F. BUILDING NO. 79 ROBINSON ROAD, SINGAPORE 0106 TEL: 2210541, 2210665